

障害福祉サービス等の手引き (相談支援専門員向け)

令和7年4月　－第3版－
宇治市

はじめに

本手引きは、相談支援業務に従事される皆様に向けて、宇治市地域自立支援協議会相談支援部会で作成したものです。

障害福祉サービス等のご利用にあたって、現在の宇治市での運用を掲載しています。今後の支援の組み立てにお役立てください。

障害福祉課

～宇治市地域自立支援協議会 相談支援部会とは～

宇治市委託の相談支援センター「そら」と相談支援センターkokua(コクア)を含め、宇治市内に事業所を構える指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が月に一度（第3木曜日）に集まり、行政（宇治市）との情報共有、相談支援専門員の研鑽を目的に会議を開催しています。

今後も、多くの相談支援専門員が他業務との兼務または少人数である特殊な事情を鑑み、困難事例や業務上の悩みを気軽に話し合いながら、相談支援専門員が孤立しないように集える場所であることを大切に活動していきます。

（令和3年度 相談支援部会活動報告より）

発行年月	版番号	改定内容
令和 5 年 1 月	第 1 版	初版発行
令和 6 年 3 月	第 2 版	問い合わせ先等追加 その他文言修正
令和 7 年 4 月	第 3 版	宇治市委託相談支援事業所追加 事業所一覧修正 その他資料・文言修正

ご利用上の注意

- この手引書に掲載しているのは、令和 7 年 4 月時点の情報です。
- 制度改正等で基準や制度の内容が変更になる場合があります。確認のうえ、ご活用ください。
- 各種様式は「宇治市ホームページ <https://www.city.uji.kyoto.jp/>」からダウンロードできます。宇治市ホームページトップ画面中ほどの検索キーワード入力欄に適宜入力して検索してください。

宇治市障害福祉課 <https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/50/>

- ケースの相談については、宇治市障害福祉課福祉サービス係の地区担当にご相談ください。年度ごとに担当が変わることもありますので、確認のうえ、お問い合わせください。

各種問い合わせ先

本手引き書・Q&A 障害福祉サービス・地域生活支援事業の請求、支給決定 等に関する事	宇治市 障害福祉課 福祉サービス係 TEL：0774-21-0419
障害者手帳・各種手当・補装具・心身障害者扶養共済に関する事	宇治市 障害福祉課 庶務企画係 TEL：0774-21-0419
日常生活用具・住宅改修・手話通訳者派遣に関する事	宇治市 障害福祉課 社会参加推進係 TEL：0774-21-0419
障害年金に関する事	宇治市 年金医療課 国民年金係 TEL：0774-20-8792
福祉医療に関する事	宇治市 年金医療課 福祉医療係 TEL：0774-21-0413
生活保護に関する事	宇治市 生活支援課 保護第1係 TEL：0774-20-8700 宇治市 生活支援課 保護第2～4係 TEL：0774-20-8760
国民健康保険 高額療養費限度額適用認定証/限度額適用・標準負担額減額認定証 特定疾病療養受領証 等に関する事	宇治市 国民健康保険課 TEL：0774-20-8729
介護保険に関する事	宇治市 介護保険課 TEL：0774-20-8731
児童虐待に関する事 子育てに関する相談窓口	宇治市 こども福祉課 こども家庭相談担当 TEL：0774-39-9178
難病に関する事	山城北保健所 TEL：0774-21-2191

目次

第1章 相談支援事業とは …p.1

はじめに

- I 相談支援の基本的視点・目的
- II 相談支援専門員になるには
- III 相談支援業務の流れ
- IV 宇治市における計画相談支援の実施について

第2章 相談支援専門員に必要な知識 …p.12

- I 障害福祉サービス等の種類
- II 障害福祉サービス等の対象者要件
- III 各障害福祉サービスの概要
- IV 地域生活支援事業
- V 他のサービスとの併給関係について

第3章 18歳を迎えるにあたって …p.61

- I 受給者証の切り替えについて
- II 進路について
- III 地域生活相談について

第4章 65歳を迎えるにあたって …p.64

- I 介護保険と障害福祉サービスとの関係について
- II 介護扶助（生活保護）との関係について

第5章 障害福祉サービス等の利用者負担 …p.69

- I 障害福祉サービスの利用者負担額について
- II 地域活動支援センター事業、移動支援事業、日中一時支援事業の利用料について

その他 資料 …p.75

- ・各種手帳について・医療的ケア判定スコアについて
- ・ニーズ整理シート・サービス等利用計画・モニタリング報告書（京都府様式）
- ・医療行為との関係について
- ・移動支援マニュアル
- ・日中一時支援マニュアル
- ・訪問入浴マニュアル
- ・日常生活用具一覧
- ・住宅改修マニュアル
- ・補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準

※申請書類等は宇治市 HP でご確認ください。

第1章 相談支援事業とは

はじめに

障害者総合支援法によるサービスは、自立支援給付（全国共通の制度）と地域生活支援事業（市町村ごとの制度）で構成される。

自立支援給付は、日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身に付ける「訓練等給付」、「地域相談支援給付」、「計画相談支援給付」、「補装具」及び「自立支援医療」に分けられ、「介護給付」と「訓練等給付」を合わせて「障害福祉サービス」という。

この手引きでは、相談支援を実施する相談支援専門員に向けて、相談支援を行っていく際に必要な知識として、特に「介護給付」、「訓練等給付」、「地域相談支援給付」、「計画相談支援給付」及び「地域生活支援事業」について説明を行う。

I 相談支援の基本的視点・目的

ソーシャルワーク（社会福祉援助）の目的は、Well-being の向上、であり「一人ひとりの福祉（幸福）が実現される社会をつくること」である。

※Well-being とは「良く存在すること」つまり「幸せな生活」という意味であり、より豊かな幸せな生活を目指す、という意味がある。

※ソーシャルワーク、とは、狭義には相談援助を、広義には社会福祉援助全般を指す。

↓

相談支援専門員は、利用者との面接を重ね、情報を収集、分析し、サービス等利用計画を作成します。つまり、狭義にも広義にも、利用者の生活を支援する専門職であり、プロのソーシャルワーカーとなります。
(京都府相談支援従事者研修カリキュラムより抜粋)

II 相談支援専門員になるには

○仕事内容

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う。

○主な職場

指定相談支援事業所、基幹相談支援センターなど

○資格取得方法

次の（１）及び（２）の要件を満たすことが必要。

（１）実務経験

障害児・者に対する、保健・医療・福祉・就労・教育の分野での相談支援・直接支援等の業務における実務経験→経験の種類に応じて、３年、５年、１０年

（２）研修の修了

①「相談支援従事者初任者研修」

- ② ①を修了後、5年に1回「相談支援従事者現任研修」を修了

※実務経験については、ワムネット京都府センターHPを参照。

「相談支援従事者初任者研修」を修了した日の属する年度の翌年度を初年度として、5年目の年度末までに、「相談支援従事者現任研修」を1回以上受講及び修了する必要がある。

以降、5年度ごとに現任研修の受講及び修了が必要。受講及び修了しなかった場合、相談支援専門員の資格が失効することになるため注意が必要。

Ⅲ 相談支援業務の流れ

①相談・申請書提出（利用者⇒宇治市）

②相談支援事業所へサービス等利用計画作成依頼・利用契約（利用者⇒相談支援事業所へ）

※サービス等利用計画とは…障害福祉サービスや地域相談支援を計画的に利用し、生活の質をさらに向上させるため、生活全体の課題や目標を踏まえ、福祉、保健、医療、就労などの幅広い支援や、最も適切な障害福祉サービス等の組合せなどについて検討し、作成する総合的な計画

※身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合又は利用者が希望する場合、指定特定相談支援事業者以外の者（本人、家族、支援者等）が作成するサービス等利用計画面「セルフプラン」を提出。

③認定調査（利用者⇄市）

ご自宅や市役所等で実施。

④主治医意見書の取り寄せ・審査会・障害支援区分認定（市）

※審査資料として主治医へ意見書を依頼。（申請書裏面の「主治医欄」記入内容を確認）

主治医がいない場合には市が紹介する医療機関への受診が必要。

※緊急でやむをえない理由がある場合には、審査会結果を待たずサービスの利用開始を認めることもある。

※訓練等給付費（共同生活援助以外（入浴、排せつ又は食事等の介護を伴わない場合を除く））のみの申請の場合は④は不要。認定調査の翌日からサービス利用が可能。

⑤支給決定（市）

⑥サービス担当者会議の開催（相談支援事業所⇒サービス事業所）

⑦サービス利用開始（利用者⇄サービス事業所）

⑧モニタリング（利用者⇄相談支援事業所）

※指定特定相談支援事業者が、一定の期間ごとに、利用者の居宅等への訪問面接によりサービス等利用計画が適切であるかについて実施状況の把握・検証を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更・関係者との連絡調整等を行う。モニタリング報告書を作成し、市に提出する。

「介護給付」、「訓練等給付」、「地域相談支援給付」及び「地域生活支援事業」のサービスを利用するためには、市役所へ申請して発行される「受給者証」（地域生活支援事業は「利用者証」）が必要となる。（利用するサービス毎に対象者要件が定められているため、注意が必要。）

障害福祉サービスのうち、介護給付費および共同生活援助以外（入浴、排せつ又は食事等の介護を伴わない場合を除く）の利用に当たっては、障害支援区分の認定（④）が必要となる（障害者のみ）ため申請から支給決定まで約2か月を要する。

IV 宇治市における計画相談支援の実施について

宇治市委託相談支援事業所（障害者相談支援事業）

- ・ 社会福祉法人宇治東福祉会 宇治市障害者生活支援センター「そら」
- ・ 社会福祉法人同胞会 相談支援センター「kokua」（コクア）
- ・ 社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会 宇治市聴覚障害者生活支援センター「そら」
- ・ 社会福祉法人南山城学園 宇治市・障害児（者）地域療育支援センター「ういる」

障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じる。

- ・ 障害福祉サービス利用申請の補助
- ・ 市町村及び指定障害福祉サービス事業者との連絡調整
- ・ 指定特定相談支援事業所への計画作成の依頼 等その他必要な支援を行う。

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所

基本相談支援

障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等の他、必要な便宜を供与する支援を行う。

計画相談支援

計画作成

支給決定前に、指定特定相談支援事業者が利用者の居宅等への訪問面接によるアセスメントを行い、サービス等利用計画を作成。

モニタリング

指定特定相談支援事業者が、一定の期間ごとに、利用者の居宅等への訪問面接によりサービス等利用計画が適切であるかについて、実施状況の把握・検証を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更・関係者との連絡調整等を行う。

一般相談支援事業所

地域相談支援

地域移行支援

施設入所者・精神科病院に入院している精神障害者等が対象。住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談や支援を行う。（詳細は手引き第2章を参照）

地域定着支援

一人暮らし・障害者のみの世帯が対象。地域生活の困りごとの相談に応じ、常時（24 時間 365 日）の連絡体制を確保するとともに、緊急事態が発生した場合には現地へ駆けつける支援。（詳細は手引き第2章を参照）

（１） サービス内容

ア 基本相談支援

障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等の他、必要な便宜を供与する支援を行う。

イ 計画相談支援

次のサービス利用支援及び継続サービス利用支援を行う。

サービス利用支援（計画作成）

支給決定前に、指定特定相談支援事業者が利用者の居宅等への訪問面接によるアセスメントを行い、サービス等利用計画を作成。

継続サービス利用支援（モニタリング）

指定特定相談支援事業者が、一定の期間ごとに、利用者の居宅等への訪問面接によりサービス等利用計画が適切であるかについて、実施状況の把握・検証を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更・関係者との連絡調整等を行う。

※ 必須項目は以下のとおり。

- ・利用者及びその家族の生活に対する意向
- ・総合的な援助の方針
- ・生活全般の解決すべき課題
- ・提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期

（提供される福祉サービス等について、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期）

- ・提供される福祉サービス等の種類、内容、量
- ・福祉サービス等を提供するうえでの留意事項
- ・モニタリング期間

（２） 対象者要件

ア 障害福祉サービスの申請（新規・変更・更新）に係る障害者又は障害児の保護者

イ 地域相談支援の申請（新規、変更、更新）に係る障害者

【留意点】

①ケアマネジャーが付いていれば、原則としてサービス等利用計画作成対象外とし、サービス等利用計画の作成を求めない。

※ 障害福祉サービス固有のもの（行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）により、特にサービス等利用計画が必要と市町村が認める場合はサービス等利用計画作成対象となる。

②地域生活支援事業（移動支援、訪問入浴、日中一時支援、地域活動支援センター（デイサービス））のみの利用者は、サービス等利用計画作成対象外とし、サービス等利用計画の作成を求めない。

※ 障害福祉サービスや地域相談支援と地域生活支援事業の併給の場合は、サービス等利用計画作成の対象となり、指定特定相談支援事業者が一体的に計画を作成する。

③利用者が、指定特定相談支援事業者以外の者（本人、家族、支援者等）がサービス等利用計画案を作成する「セルフプラン」を希望する場合には、当該セルフプランを勘案し、支給決定を行う（この場合、報酬の対象とはならず、モニタリングも不要。）。

④児童福祉法に基づく障害児通所支援（放課後等デイサービス、児童発達支援等）と障害福祉サービスを併給する児童については、障害児相談支援のみ決定することになる。

（３）指定特定相談支援事業者から宇治市へ提出する書類

障害福祉サービス又は地域相談支援の申請（新規・変更・更新）に対する支給決定の前後及びモニタリング後には、支給決定機関へ必要書類（写し）の提出が必要。

	必要書類	サービス等 利用計画 (案)	サービス等 利用計画 (確定版)	モニタリング 報告書
①支給決定前	新規 ※１・４ 変更申請 ※２・４ ・種類の変更 ・支給量の変更 ・加算の追加 ・サービスの取り消し (軽微な変更時は添付不要)	●		
②支給決定後			●	
③モニタリング後	受給者証内容に変更の伴わない 軽微な変更 ・事業所、曜日、時間帯変更 ・地域生活支援事業の追加 ※目標やニーズに大きな変更がある場合は計画提出可			●
	特に変更がない場合 ※３ ・モニタリング月（支給期間終了月） ・区分変更、区分更新時 ・利用者負担上限月額見直し時			●

※１ 新規申請の場合及び宇治市が求める場合を除きアセスメント表は提出不要。

※２ 変更の場合で、その変更内容が軽微であり目標や生活課題等に大きな変更がない場合は、各種書類の提出は不要。

※３ 障害福祉サービス・地域相談支援の更新月（支給期間終了月）にはモニタリングを行い、そ

の結果、障害福祉サービス・地域相談支援の申請（新規・変更・更新）をする場合は、サービス利用支援の手続きが必要となり、サービス等利用計画を提出する。（報酬は、継続サービス利用支援費は算定されずサービス利用支援費のみの算定となる（モニタリング実施月とサービス等利用計画の確定月が異なる（月をまたぐ）場合も同様）。）

また、直近（概ね3か月以内）にサービス等利用計画案を提出し支給決定を受けたもののうち、障害福祉サービス・地域相談支援の更新月（支給期間終了月）のモニタリングの結果、利用状況（計画内容）に全く変更を伴わず更新決定を行う場合にはモニタリング報告書を提出。

※4 モニタリングの結果、障害福祉サービス・地域相談支援の申請（新規・変更）をする場合は、改めてサービス利用支援の手続きが必要となり、サービス等利用計画を提出する。報酬は、継続サービス利用支援費は算定されずサービス利用支援費のみの算定となる。なお、モニタリング以外のタイミングで発生した場合も同様。

（4）モニタリング期間

モニタリング期間については、宇治市が、指定特定相談支援事業者の提案（サービス等利用計画案に記載されたモニタリング期間案）を踏まえて、決定する。福祉サービス等受給者証には、モニタリング期間が記載される。

・判断基準・期間

利用者の状況に応じて適切な期間を設定するものとする。

例）他市町村からの転入者であるが、他市町村において、利用する指定障害福祉サービス事業所を頻回に変更していたことから、転入後もその可能性が高く、集中的なモニタリングに加え、引き続き一定の支援が必要な者

⇒ モニタリング期間をサービス利用の開始当初から毎月で設定

（5）請求の流れ

詳細は京都国民健康保険団体連合会 HP 障害福祉サービスの請求等についてより「請求事務ハンドブック」を参照。伝送請求を行う。

< 請求から支払までの流れについて（京都国民健康保険団体連合会 HP より抜粋） >

- ① 事業所から国保連合会へ請求明細書等を提出する。（1日～10日）
- ② 事業所から提出のあった請求明細書等を受付・点検する。（1日～18日）
- ③ 国保連合会から市町村へ、請求明細書等に点検内容を付加して審査依頼する。（基準日19日）
- ④ 市町村は、請求明細書等の審査を行う。（19日～24日）
- ⑤ 審査結果を国保連合会へ送信する。（基準日25日）
- ⑥ 再点検後、給付費の確定をおこなう。
- ⑦ 確定した給付費を市町村へ請求する。（月末前日）
- ⑧ 請求した給付費を国保連合会へ払い込む。（翌月10日）
- ⑨ 国保連合会は事業所へ給付費の支払を行う。（翌月15日）

<問い合わせ先>

京都国民健康保険団体連合会介護保険課

〒600-8411 京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町 620 番地 COCON 烏丸内..

電話 075-354-9050 (代) FAX 075-354-9099

対応時間：平日 8：30～12：00、13：00～17：15

(6) 加算一覧

算定要件等詳細は厚労省 HP・事業者ハンドブック等を参照。

加算名	サービス利用と併せて請求	継続モニタリングと併せて請求	加算のみの算定	回数制限など
特別地域加算	○	○	×	
利用者負担上限額管理加算	○	○	○	
初回加算	○	×	×	
主任相談支援専門員配置加算	○	○	×	
入院時情報連携加算 (Ⅰ)	○	○	○	
入院時情報連携加算 (Ⅱ)	○	○	○	
退院・退所加算	○	×	×	利用者 1 人につき、入院・入所中に 3 回を限度
居宅介護事業所等連携支援加算 (訪問、会議参加)	○	○	○	計画相談支援のみ
居宅介護支援事業所等連携加算 (情報提供)	×	×	○	計画相談支援のみ
医療・保育・教育機関等連携加算 (関係機関との面談または会議)	○	○	×	1 月に 1 回を限度
医療・保育・教育機関等連携加算 (通院に同行し病院への情報提供)	○	○	×	1 月に 3 回 (同一の病院は 1 月に 1 回) を限度
医療・保育・教育機関等連携加算 (障害福祉サービス等提供機関への情報提供)	○	○	×	1 月に 1 回を限度
集中支援加算 (訪問)	×	×	○	1 月に 1 回を限度
集中支援加算 (会議開催)	×	×	○	1 月に 1 回を限度
集中支援加算 (会議参加)	×	×	○	1 月に 1 回を限度
集中支援加算 (病院訪問)	×	×	○	1 月に 3 回を限度 (同一の病院は 1 回)
集中支援加算 (事業所へ情報提供)	×	×	○	1 月に 1 回を限度
サービス担当者会議実施加算	×	○	×	
サービス提供時モニタリング加算	○	○	○	1 月 1 回、1 人 3 9 件が限度
行動障害支援体制加算 (Ⅰ) (Ⅱ)	○	○	×	
要医療児者支援体制加算 (Ⅰ) (Ⅱ)	○	○	×	
精神障害者支援体制加算 (Ⅰ) (Ⅱ)	○	○	×	
高次脳機能障害支援体制加算 (Ⅰ) (Ⅱ)	○	○	×	
ピアサポート体制加算	○	○	×	

地域生活支援拠点等相談強化加算	○	○	○	1 月に 4 回を限度
地域体制強化共同支援加算	○	○	○	1 月に 1 回を限度

(7) 宇治市内 委託相談支援事業所・指定特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所 一覧 (R7.4 時点)

委託相談支援事業所

事業所名	所在地	事業所 電話	事業所 FAX	備考
宇治市障害者生活支援センター (支援センターそら)	五ヶ庄二番割 5 - 2	32-8441	32-8459	生活全般における相談。
宇治市聴覚障害者生活支援センター (支援センターそら)	五ヶ庄二番割 5 - 2	32-8441	32-8459	聴覚言語障害児者が対象。
社会福祉法人同胞会 相談支援センター k o k u a (コクア)	伊勢田町毛語 1 4 4 - 1	20-4087	46-5661	生活全般における相談。

指定特定相談支援事業所

事業所名	身 体	知 的	精 神	児 童	地域移行 支援	地域定着 支援	所在地	事業所 電話	事業所 FAX
宇治市障害者生活支援センター (支援センターそら)	○	○	○	○	○	○	五ヶ庄二番割 5 - 2	32-8441	32-8459
宇治市聴覚障害者生活支援センター (支援センターそら)	聴覚言語障害児者				○	○	五ヶ庄二番割 5 - 2	32-8441	32-8459
相談支援事業所つなぎ			○				五ヶ庄平野 12 番地 4 3	31-4837	31-4837
社会福祉法人同胞会 相談支援センター k o k u a (コクア)		○	○	○	○	○	伊勢田町毛語 1 4 4 - 1	20-4087	46-5661
医療法人栄仁会 相談支援事業所 おうばく			○		○	○	六地藏奈良町 5 6 番地 ヤ マムラビル 2 階 C 号	74-8900	74-8906
相談支援 まきしまてくてく		○				○	伊勢田町南遊田 4 2 - 1	25-6360	25-7093

事業所名	身体	知的	精神	児童	地域移行 支援	地域定着 支援	所在地	事業所 電話	事業所 FAX
天ヶ瀬学園相談支援事業所		○					白川東山 1 5 番地	23-2000	23-9933
天ヶ瀬寮相談支援事業所	○			○	○	○	白川東山 1 5 番地	22-2000	24-4444
宇治市福祉サービス公社 障害者相談支援センター	○	○	○	○			宇治琵琶 1 - 3	28-3111	28-3190
ケアセンターうさかめ	○	○	○	○			伊勢田町砂田 144-2	23-3337	23-3387
雪風	○	○	○	○	○ (野風)	○ (野風)	木幡南山 8 0 番 1 1、1 2 合地	74-8148	74-8149
相談支援センターみつば	○	○					宇治天神 1 2 - 3	23-2129	23-2130
障害者支援センターじゃすと	○	○	○	○		○	宇治蔭山 9 番地 1 1	23-0288	23-0289
相談支援事業所かえるばんだ	○	○	○	○			大久保町井ノ尻 39-3 中川ビ ル 203 205 号室	32-0556	32-5568
相談支援センター S U N	○	○	○	○			五ヶ庄梅林 44-8	79-0242	74-8389
ひとりじゃないの			○				小倉町西山 7 0 番 8	20-5409	23-3615
サポートセンター五ヶ庄	○	○		○			木幡南端 11 番地	31-8773	31-8780
相談支援事業所 m a k e	○	○	○	○			五ヶ庄折坂 21-120 松村化 成ビル 1 階	32-3112	32-3113
相談支援事業所ゆい	○	○	○				小倉町西浦 3 3 番地 3 2 号	66-1234	66-1212

事業所名	身体	知的	精神	児童	地域移行 支援	地域定着 支援	所在地	事業所 電話	事業所 FAX
相談支援事業所 空	○	○	○				羽拍子町 7 6 - 1 9 ダイ カンプラザ 2 - D	34-0148	34-0149

障害児相談支援事業所

事業所名	身体	知的	精神	児童	地域移行 支援	地域定着 支援	所在地	事業所 電話	事業所 FAX
相談支援 みんなのき あのね				○			菟道荒槇 3 7	23-6559	23-2249
子ども発達さぽーとセンターあゆみ 相談支援室				○			槇島町菌場 1 4 - 8	24-1233	24-1717
かおり之園障害児相談支援事業所				○			伊勢田町ウトロ 1 - 6	43-0547	43-0628
ぴりか子ども療育利用相談室				○			槇島町大幡 27-2	34-2382	34-2382

第2章 相談支援専門員に必要な知識

I 障害福祉サービス等の種類

【介護給付】

サービス種類	サービスの概要
居宅介護（身体介護）	居宅において入浴・排せつ・食事等の介護を行う。 ※家事の共同実践は身体介護決定
居宅介護（家事援助）	居宅において調理・洗濯・掃除等の援助及び買物等の援助を行う。 ※育児支援は家事援助決定
通院等介助（身体介護を伴う・伴わない）	通院、官公署等訪問において、屋内外における移動等又は通院先での受診等の手続きの介助を行う。
通院等乗降介助	通院、官公署等訪問において、車両への乗車又は降車の介助と併せて、乗車前又は降車後における移動等又は受診等の手続きの介助を行う。
重度訪問介護	居宅介護や日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り及び外出介護などを、比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に行う。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害者について、外出時において、移動に必要な情報（代筆、代読等を含む）を提供するとともに、移動の援護その他外出する際の必要な援助を行う。
行動援護	知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に対して、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、および外出時における移動中の介護等を行う。
重度障害者包括支援	介護が必要な程度が非常に高いと認められた方に、居宅介護をはじめとする様々な障害福祉サービスを包括的に行う。
生活介護	通所施設において、食事・排せつ・入浴の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供その他の身体機能又は生活能力向上のために必要な援助を行う。
療養介護	医療機関への入所により、機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護や世話を行う。
短期入所	居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により居宅での介助が困難である場合等に、施設への短期的な入所を行い、食事・排せつ・入浴の介護等を行う。
施設入所支援	施設への入所により、日中活動系サービスと併せて、夜間等における食事・排せつ・入浴の介護等を行う。

【訓練等給付】

サービス種類	サービスの概要
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営むべき住居で、入浴、排せつ又は食事の介護、相談や日常生活上の援助等を行う。
就労継続支援（Ａ型） 就労継続支援（Ｂ型）	施設への通所により、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行う。 (Ａ型：原則、雇用契約による就労)(Ｂ型：雇用契約によらない就労)
就労移行支援	一定期間（※１）、施設への通所により、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行う。
就労定着支援	就労移行支援等を利用し、通常の事業所に新たに雇用された場合に、一定期間（※１）、当該通常の事業所での就労の継続を図るための支援を行う。
自立生活援助	施設退所者など、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者に対して、定期的に居宅訪問等を行い、必要な情報提供や助言等を行う。
自立訓練（機能訓練）	一定期間（※１）、施設への通所により、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
自立訓練（生活訓練）	一定期間（※１）、施設への通所により、生活能力の向上のために必要な訓練を行う（宿泊型自立訓練もある。）。

【地域相談支援給付】

サービス種類	サービスの概要
地域移行支援	地域生活への移行のための相談やその他必要な支援を行う。（※２）
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談やその他必要な支援を行う。（※２）

【地域生活支援事業】

サービス種類	サービスの概要
地域活動支援センター	障害者の自立の促進・生活の質の向上等を図るため、施設への通所により、創作的活動・機能訓練・社会適応訓練を行う。
日中一時支援	介護者が不在の場合、施設への日帰りの入所により、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等のサービスを提供する。
移動支援	社会参加や余暇活動等の外出をする際にガイドヘルパーが移動の支援を行う。
訪問入浴サービス	浴槽を搭載した入浴車で訪問し、入浴サービスを行う。
福祉ホーム	低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う。
盲人ホーム	あんま師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障害者に、

	施設の利用とともに、必要な技術の指導を行う。
手話通訳者派遣	聴覚障害のある人のコミュニケーション支援をする手話通訳者の派遣。 医療機関での受診・相談、冠婚葬祭、自治会活動、公的機関や福祉関係団体などが主催する講演、講座、会議など社会生活上必要な場合利用可能。 【申し込み・問い合わせ先】宇治市障害福祉課 社会参加推進係

障害者介護支援事業 (レスパイト)	心身の障害のある方の介護をされている保護者の方を一時的に一定期間、介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復し、「ほっと一息」ついていただくためのサービス。 【申し込み・問い合わせ先】 〒611-0011 宇治市五ヶ庄二番割5-2 社会福祉法人宇治東福祉会 宇治作業所 TEL 0774-32-2024 FAX 0774-32-2180 携帯番号090-5362-6524
----------------------	---

(※1) 標準利用期間

サービスの種類	標準利用期間
就労移行支援	2年（あん摩・はり・きゅうの資格養成施設は3年又は5年）
自立訓練（機能訓練）	1年6か月（頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は3年→障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の6）
自立訓練（生活訓練）	2年（長期入院又は入所していた者は3年）
就労定着支援	3年（最長で就職後3年6か月後まで）
自立生活援助	1年

当初は最長1年間（暫定期間含む）の支給決定とし、原則標準利用期間の範囲内で1年ごとに更新を行う。

また、標準利用期間を超えて支給決定が必要な場合は、審査会の審査を経て、最大1年間の更新が可能（詳細は、Ⅲ 各要害福祉サービスの概要 P.19～を参照）。

(※2) 地域相談支援の利用期間

サービスの種類	標準利用期間
地域移行支援	6か月、ただし6か月の範囲内で更新可能（最長1年） ※1年を超える更なる更新については、審査会を経たうえでの決定が必要。
地域定着支援	1年、ただし、必要性が認められる場合については更新が可能

II 障害福祉サービス等の対象者要件

1 障害者・障害児が使えるサービス

【介護給付】

サービス種類	障害支援区分	対象年齢	障害支援区分以外の該当要件
居宅介護 (身体介護)	1～6 (障害児は児童 区分1～3)	65歳まで	衣服着脱・食事飲水・歯みがき・洗顔洗髪・ 排せつ・移乗・座位保持・入浴・移動・寝返 りの各行為等について支援が必要な者 ※家事の共同実践は身体介護決定
居宅介護 (家事援助)	1～6	65歳まで ※18歳未満 の申請につ いては要相談	調理・掃除・洗濯・買物の各行為について支 援が必要な者 ※育児支援は家事援助決定
居宅介護 (通院等介助)・ 身体介護伴う	2～6 (障害児は児童 区分1～3)	65歳まで	① 区分2以上に該当していること。 ② 障害支援区分の認定調査項目のうち、そ れぞれ(ア)から(オ)までに掲げる状態のい ずれか一つ以上に認定されていること。 (ア)「歩行」「全面的な支援が必要」 (イ)「移乗」「見守り等の支援が必要」、 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援 が必要」 (ウ)「移動」「見守り等の支援が必要」、 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援 が必要」 (エ)「排尿」「部分的な支援が必要」又は 「全面的な支援が必要」 (オ)「排便」「部分的な支援が必要」又は 「全面的な支援が必要」
居宅介護 (通院等介助)・ 身体介護伴わな い	1～6 (障害児は児童 区分1～3)	65歳まで	上記に該当しない場合
居宅介護 (通院等乗降介 助)	1～6 (障害児は児童 区分1～3)	65歳まで	通院等のため、車両の乗車又は降車の介助が 必要な者
重度訪問介護	4～6	制限なし ※18歳未満 の申請につ いては要相談	①二肢以上に麻痺等があり、歩行・移乗・排 尿・排便のいずれにも支援が必要な者 または ②行動関連の12項目について、合計10点 以上に該当する者
行動援護	3～6 (障害児は児童	制限なし	知的障害者又は精神障害者であり、行動関連

	区分1～3)		の12項目について、合計10点以上に該当する者
同行援護	不要	制限なし	視覚障害者であり、同行援護アセスメント調査票において視力障害、視野障害、夜盲のいずれかが1点以上かつ移動障害が1点以上の者
重度障害者等包括支援	6	制限なし ※18歳未満の申請については要相談	I 類型 四肢すべてに麻痺等があり、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（筋ジストロフィー等の状態像である者） II 類型 四肢すべてに麻痺等があり、重症心身障害者の状態像である者 III 類型 強度行動障害の状態像である者
生活介護	2～6	原則65歳まで	① 区分3（施設入所者は区分4）以上の者 ② 50歳以上の場合は、区分2（施設入所者は区分3）以上の者
療養介護	5～6	制限なし	①筋委縮性側索硬化症患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、区分6 または ②区分5以上に該当し、次のいずれかに該当する者 ・重症心身障害者又は進行性筋萎縮症（筋ジストロフィー）患者 ・医療的ケアスコアが16点以上の者 ・行動関連の12項目について10点以上かつ医療的ケアスコアが8点以上の者 ・遷延性意識障害者であって、医療的ケアスコアが8点以上の者 ③ ①および②に準ずるものとして市町村が認めた者
短期入所	1～6 （障害児は児童区分1～3）	原則65歳まで	なし
施設入所支援	非該当～6	介護保険適用除外施設は制限なし	①生活介護を受けているものであって区分4（50歳以上は区分3）以上の者 ②自立訓練又は就労移行支援（以下「訓練等」という。）を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者 又は、地域における障害福祉サービスの提供体制の状況そ

			の他やむを得ない事情により、通所による訓練等を受けることが困難な者 ③就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続を経たうえで、利用の組合せの必要性を認めた者
--	--	--	---

【訓練等給付】

サービス種類	障害支援区分	対象年齢	障害支援区分以外の該当要件
共同生活援助	非該当～区分6（※）	原則65歳まで	①原則日中就労している者又は日中活動系サービスを利用している者等 ②身体障害者で、65歳以上の者については、65歳となる前に障害福祉サービスを利用していた者に限る。（65歳以上の新規申請は不可） ※介護保険制度のグループホームは認知症判定が必要なため、該当しない場合知的・精神障害者は65歳以降での新規申請も可能
就労継続支援	不要	制限なし ※18歳未満の申請については要相談	（A型） 65歳未満の者もしくは、65歳以上の者（65歳に達する前5年間に障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労継続支援A型の支給決定を受けていた者に限る（入院等やむを得ず支給期間がなかった場合を除く））。 （B型） ①就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者。 ②50歳に達している者又は障害年金1級受給者 ③①および②に該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより就労面にかかる課題等の把握が行われている者。
就労移行支援	不要	制限なし ※18歳未満の申請については要相談	①65歳未満の者もしくは、65歳以上の者（65歳に達する前5年間に障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労移行支援の支給決定を受けていた者に限る（入院等やむを得ず支給期間がなかった場合を除く））。 ②あん摩・はり・きゅうの資格を取得し就労

			を希望する 65 歳以上の者。
就労定着支援	不要	制限なし ※ 18 歳未満の申請については要相談	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した者が対象。一般就労の後 6 か月を経過した時点からサービスの利用を開始することができる。
自立生活援助	不要	制限なし	①障害者支援施設や精神科病院、共同生活援助等から退所等をしてから 1 年以内の者又同居家族の死亡及びこれに準ずる理由として市町村が認める理由により単身生活を開始した日から 1 年以内の者。 ②現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者。 ③障害、疾病等の家族と同居しており（障害者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者。
自立訓練 （機能訓練）	不要	65 歳まで	なし
自立訓練 （生活訓練）	不要	制限なし	なし

【地域相談支援給付】

サービス種類	障害支援区分	対象年齢	障害支援区分以外の該当要件
地域移行支援	不要	制限なし	次のいずれかに該当する者 ・ 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している者 ・ 精神科病院に入院している者 ・ 救護施設又は更生施設に入所している者 ・ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている者 ・ 更生保護施設に入所している者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している者
地域定着支援	不要	制限なし	居宅で生活しており、緊急時について、単身で支援が必要な者又は同居の家族等が障害、疾病等のため支援が見込めない者

【地域生活支援】

サービス種類	障害支援区分	対象年齢	障害支援区分以外の該当要件
地域活動支援センター	不要	18歳以上	なし
日中一時支援	1～6 (障害児は児童区分1～3)	制限なし	①身体障害児 ②知的障害児・者 ③精神障害児・者
移動支援	不要	制限なし(未就学児を除く)	①車いすを常用している肢体障害児・者 ②知的障害児・者 ③精神障害児・者
訪問入浴サービス	不要	10歳～65歳まで	10歳以上であり、身体障害者手帳の総合等級が2級以上の場合で、かつ以下の①から③すべてを満たす場合。 ①居宅等に置いて、家族等の介助だけでは入浴が困難な者。 ②医師が入浴可能と認めた者。 ③介護している家族等の立合いが可能な者。
福祉ホーム	不要	制限なし	常時介護や医療を必要としている方は除く
盲人ホーム	不要	制限なし	あんま・マッサージ・指圧師・はり師・きゅう師免許を持っている視覚障害者で、自営や雇用されることが困難な方
障害者介護支援事業(レスパイト)	不要	制限なし	なし

【障害児通所給付】

サービス種類	障害支援区分	対象年齢	障害支援区分以外の該当要件
児童発達支援	不要	未就学児	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児。 ①市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童 ②保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童
医療型児童発達支援	不要	未就学児	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児
放課後等デイサービス	不要	就学児	学校教育法第一条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められ

			た障害児
保育所等訪問	不要	未就学児及び就学児	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園等に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児
居宅訪問型児童発達支援	不要	未就学児及び就学児(高等学校、特別支援学校の高等部に在籍していない場合には18歳未満)	①、②のいずれかに該当する重度の障害があり、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児。 ①人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態。 ②重い疾病のため感染症にかかる恐れがある状態。

2 サービス利用のための要件

	種別	確認方法
障害者	身体	身体障害者手帳
	知的	① 療育手帳 ② 療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する
	精神	① 精神障害者保健福祉手帳 ② 精神障害を事由とする年金を現に受けていることを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等） ③ 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類 ④ 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。） ⑤ 医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類 ICD-11 コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること）等
	難病	医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等
障害児	身体	① 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）
	知的	② 特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類
	精神	③ 手帳を有しない又は手当等を受給していない場合、市町村は、当該児童が療育・訓練を必要とするか否かについて、市町村保健センター、児童相談所、保健所等に意見を求めることが望ましいものとする。その際の障害の有無の確認にあたっては、年齢等を考慮して、必ずしも診断名を有しなくても、障害が想定され支援の必要性が認められればよいものとする。
	難病	「難病患者等に対する認定マニュアル」（厚労省認定）を参照。 医師の診断書のほか、必要に応じ、難病相談・支援センターや関係機関への照会により確認する。

Ⅲ 各障害福祉サービスの概要

1. 居宅介護

居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、及び調理、洗濯、掃除等の援助並びに買物等の援助、通院、官公署等訪問の介助を行う。

○ 対象者要件

区分	居宅介護の類型	要 件	
		要 否	内 容（支援の度合い）
障害者	身体介護 家事援助 通院等介助（伴わない） 通院等乗降介助	必須	障害支援区分 1 以上
	通院等介助（伴う）	必須	障害支援区分 2 以上
		①②③ どれかに該当 （障害支援区分 の認定調査項目 より）	①移乗、移動 →いずれかが「支援が不要」以外
			②排尿、排便 →いずれか「支援が不要」「見守り等の支援が必要」 以外
障害児	身体介護 通院等乗降介助	必須	③歩行 →「全面的な支援が必要」
	家事援助		保護者が介護を行う範囲において、さらに介護が必要であること
	通院等介助 （身体介護を伴う）	必須	※原則として支給対象外
	通院等介助 （身体介護を伴わない）		・保護者が介護を行う範囲において、さらに介護が必要であること ・その他、障害者の要件に準じる
			支給対象外

※ 重度訪問介護の利用者は、原則として居宅介護の利用ができない。必要な支援を重度訪問介護のみで、調整することができない場合などは、例外的に居宅介護の利用が認められる。その場合であっても、同一事業者が 1 人の利用者に対し、重度訪問介護と居宅介護の両方のサービス提供を行うことはできない。

※ 2 人のヘルパーから支援を受ける場面

（支給申請書にて 2 人介護を内容とする申請とそれに対する決定が必要。状況に応じて 1～2 名

での支援が可能)

＜対象者＞下記のアからウのいずれかに該当し、対象者や保護者（障害児の場合）の同意がある児者

ア 対象者の身体的な理由により、1人のヘルパーによる介護が困難であると認める場合

イ 暴力行為、著しい迷惑行為、又は、器物破損行為等があると認める場合

ウ 対象者の状況等から判断して、上記のア又はイに準ずると認める場合

※ 1日に居宅介護を複数回算定する場合は、それぞれの居宅介護の間隔を概ね2時間以上空けなければならない。同一の事業所が、2時間以上の間隔を空けずに同一の利用者に対して居宅介護を提供した場合には、一つの支援として算定する必要がある。

○ 支給決定期間

月単位 利用者負担上限月額の適応期間 （直近の6月30日まで）

① 身体介護

居宅において、利用者の身体に直接触れながら行う必要な介助をいう。短時間に集中的にサービス提供を行う事業であることに留意し時間数を算出すること。

本人への直接支援のため同居者がその場にいる・いないは問わない。ただし障害児の場合には同居家族が在宅中の支援が基本となる。

<支給量の考え方>

1週間で必要な介助にかかる時間 × 5週 = 必要時間数／月

* 報酬単価の最小単位は30分（算定には概ね20分以上の支援が必要）以降、30分毎に支給量を積算する。

項目	内容
衣服着脱の介助	更衣に係る一連の動作の介助
食事の介助	配膳を含む食事摂取に係る一連の動作の介助、自助具の装着、食事姿勢の保持、食事を刻む等、及び嚥下の見守りの介助
歯みがき、洗顔等の介助	口腔清潔、洗顔、整髪等に係る一連の動作の介助、またはその促し、後始末の介助
排せつの介助	促し、トイレへの移動及び排尿・排便動作、後始末の介助 オムツ、カテーテル、導尿、摘便に係る介助
移乗の介助	車椅子、ベッド間等の移乗の介助
入浴の介助	浴室への移動の介助、浴室内での一連の洗身及び移動の介助、部分的な洗身及び洗い直し、入浴後の必要な介護 ※自宅に浴槽がない等の場合、銭湯や施設浴槽での入浴及び道中の移動の介護
寝返りの介助	じょくそう防止等のための体位の交換のための介助
水分補給の介助	飲水の促し、適正な飲水量の調整、飲水に至る介助、嚥下の見守り及び必要な対応（服薬がある場合、薬の準備を含む）
特設の専門的配慮をもって行う調理	1 調理の対象が特別食であること 医師の指示（食事箋）に基づき食事を提供する場合。（流動食や軟食を除く） 平成27年3月23日厚生省告示第94号「厚生労働大臣が定める基準」に適合する利用者等 2 利用者の心身の状況や生活状況等を勘案したうえで、熱量、蛋白質量及び脂質量等の食事内容について配慮を行う調理であること

	3 計画的な医学管理を行っている医師の具体的な指示に基づき、管理栄養士が利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態に配慮した栄養ケア計画に沿った調理であること
共同実践	利用者の有する能力に応じ、社会復帰、自立、社会経済活動の参加等ができるよう、日常生活能力を向上の視点に立ち、支援をヘルパーが、家事を代行するのではなく、利用者と共同して行うもの。利用者が家事を行う様子を、利用者の安心・安全の為の見守る支援も含む。 →支援の根拠等をサービス等利用計画に記入する。

【身体介護の対象とならないもの】

(ア)主に見守りのみの支援

(イ)経済活動に関する援助（通勤のための更衣介助等、送り出しの援助は可）

(ウ)家事援助対象とならない内容に関する共同実践

② 家事援助

居宅において、日常生活上必要な家事生活の援助をいう。ただし、援助内容は利用者本人に対するものであって、基本同居家族等の家事は含まれない。利用者が一人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合、また同様のやむを得ない事情により家事が困難な場合を含むもの。

短時間に集中的にサービス提供を行う事業であることに留意し時間数を算出すること。対象者不在の居宅を訪問して行うサービスの形態はない。

<支給量の考え方>

1週間で必要な介助にかかる時間 × 5週 = 必要時間数／月

※家事援助…報酬単価の最小単位は30分（算定には概ね20分以上の支援が必要）以降、15分毎に支給量を積算する。

項目	内容
調理の援助	献立、食材の準備、配膳、調理及び調理の後片付けの一連の介助
掃除・整理整頓の援助	生活上必要な居室内の清掃、整理整頓に関する一連の介助、ゴミ出しの介助、衣替え、衣服補修の介助（大掃除は除く）
洗濯の援助	生活上必要な洗濯（洗濯機での洗濯、乾燥、取り入れ等）に関する一連の介助、アイロンかけの介助
買物の援助	買物内容の確認、商品の選定及び代金の支払いの介助（薬の受取（薬の受取に先立ち受診が必要となる場合を除く）の代行を含む）
コミュニケーションの援助	郵便物、回覧板等生活上必要な書類の代読、申請書等の必要な書類の代筆、手話、要約筆記等
育児支援 （育児の範囲は、利用者の児童の年齢に応じて、通常保護者が行うであろう育児を想定して決める。）	1. 居宅介護等における「育児支援」の趣旨 居宅介護等における「育児支援」は、直接のサービス提供対象が利用者以外であるが、利用者が子どもの保護者として本来家庭内で行うべき養育を代替するものである。従って、居宅介護等における「育児支援」は、次の①から③の全てに該当する場合に、個々の利用者、子ども、家族等の状況を勘案し、必要に応じて、居宅介護等の対象範囲に含まれるものとする。 ① 利用者（親）が障害によって家事や付き添いが困難な場合

	② 利用者（親）の子どもが一人では対応できない場合 ③ 他の家族等による支援が受けられない場合 2. 居宅介護等における「育児支援」の具体例 居宅介護等における「育児支援」には、以下のような業務が含まれる。 なお、以下はあくまで具体例であることから、1の①から③の全てに該当する場合には、利用者が子どもの保護者として本来家庭内で行うべき養育を代替するものであるという趣旨を踏まえ、必要な支援を行うこと。 ・ 育児支援の観点から行う沐浴や授乳 ・ 乳児の健康把握の補助 ・ 児童の健康な発達、特に言語発達を促進する視点からの支援 ・ 保育所・学校等からの連絡帳の手話代読、助言、保育所・学校等への連絡援助 ・ 利用者（親）へのサービスと一体的に行う子ども分の掃除、洗濯、調理 ・ 子どもが通院する場合の付き添い ・ 子どもが保育所（場合によっては幼稚園）へ通園する場合の送迎 ・ 子どもが利用者（親）に代わって行う上記の家事・育児等 （参考：令和3年7月12日付事務連絡 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）
--	--

【家事援助の対象とならないもの】

・ 直接的な援助に該当しないもの

- （ア） 対象者以外（家族等）のものに関する洗濯、調理、買物等
- （イ） 主に対象者以外（家族等）が使用する居室、共用部分の掃除
- （ウ） 来客の応接（お茶、食事の手配等）
- （エ） 自家用車の洗車、掃除

・ 日常生活の営みに支障がないもの

- （ア） 草むしり
- （イ） 花木の水やり

・ ペットの世話や散歩等

※盲導犬や介助犬（セラピードッグを除く）の世話、散歩については、家事援助で行うことができる。

・ 日常的な家事の範囲を超えるもの

- (ア) 家具、電気器具等の移動、修繕、模様替え
- (イ) 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- (ウ) 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- (エ) 植木の剪定等の園芸
- (オ) 正月や節句等のための特別な手間をかけて行う調理

・その他

- (ア) 利用者（障害児の場合は保護者）が不在の居宅の援助
- (イ) 経済活動に関する援助（通勤のための更衣介助等、送り出しの援助は可）

③ 通院等介助 （身体介護を伴う・伴わない）

利用者が居宅から、病院等への通院のための行き帰りの移動や、公的手続きのための官公署等への行き帰り移動等を行う際に、利用者の移動の支援を行うこという。

<支給量の考え方>

1 回の通院等にかかる行き帰りの移動時間 × 1 か月に行う移動回数 = 必要時間数／月

※移動先が複数にわたる場合には、それぞれ上記の方法にて算出した時間を合算して算出

※通院等介助…報酬単価の最小単位は 30 分（算定には概ね 20 分以上の支援が必要）以降、30 分毎に支給量を積算する。

ヘルパー自ら運転する時間は算定しない。

移動先が複数ある場合はそれぞれの報酬算定可能時間を通算する。

項目	内容
病院等への通院	医療機関に通院、入退院する場合の送迎の介助 （医療保険の対象となるリハビリ・デイケア及び療養介護、障害児（医療型）施設への入退所を含む。）
官公署等での手続	公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のため、官公署（国、都道府県、市町村の機関や外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他準ずる施設））、指定相談支援事業所を訪れる場合の送迎の介助（選挙の投票を含む）
障害福祉サービス事業所の見学	指定特定相談支援事業所における相談の結果、見学のため、紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合の送迎の介助

※ 院内の介助については、第一に病院等スタッフの対応を求めるが、総合病院等、院内の移動距離が長い場合、複数の診療科での診察や重度の障害の場合など、病院のスタッフのみでは見守り及び院内の介助に充分に対応できない状況が認められる場合には、サービス等利用計画にその旨を記録することで、院内の介助についても報酬算定の対象とできる。

※ グループホーム入居者は、基本的に日常生活の支援の一環として、当該事業者が対応することになるが、慢性疾患等で定期的に通院を必要とし、世話人等が個別に対応することが困難な場合には、個別支援計画に通院等介助について位置付けたうえで、月 2 回を限度として利用が認められる。

（参考：平成 19 年 2 月 16 日「ケアホームにおける重度障害者への支援等について」）

④通院等乗降介助

通院等介助の対象となるような移動に際して、通院等乗降介助を行う支援者「自らが運転する

車両への乗車又は降車の介助」を行うとともに、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動の介助」または「移動先における手続き、移動等の介助」を行うことをいう。

「自らが運転する車両への乗車又は降車の介助」と、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動の介助」または「移動先における手続き、移動等の介助」は、算定のための必要条件であり、どちらか一方の支援のみでは算定できない。

<支給量の考え方>

1 か月間のうち支援の対象となる外出回数×2（行き・帰りでそれぞれ1回算定できるため。）＝
必要回数

※通院等乗降介助…算定単位は一つの移動先への移動のうち片道につき1回として算定する。

2. 重度訪問介護

比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守りの支援とともに、身体介護、家事援助、コミュニケーション支援や家電製品の操作等の援助、外出時の移動中の介護が、総合的かつ断続的に提供されるような支援を行う。

○対象者要件

区分	重度訪問介護 の種類	要件	
		要否	内容
障害者	下記以外 の支援	必須	障害支援区分 4 以上
		①② いずれか 必須	①行動関連の 1 2 項目 →合計 1 0 点以上
			②以下のすべてに該当（障害支援区分の認定調査項目より） ・二肢以上に麻痺等があること。 ・「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。
	病院等への入院又は入所中の支援（コミュニケーション支援に限る）	必須	上記のうち障害支援区分 4 以上でかつ入院前から重度訪問介護を利用している者

「麻痺等」とは、医師意見書の「麻痺」「四肢欠損」「筋力の低下」「関節の拘縮」の項目をさす。

※ 2 人のヘルパーから支援を受ける場面

（支給申請書にて 2 人介護を内容とする申請とそれに対する決定が必要。状況に応じて 1 ～ 2 名での支援が可能）

<対象者> 下記のアからウのいずれかに該当し、対象者や保護者（障害児の場合）の同意がある者

- ア 対象者の身体的な理由により、1 人のヘルパーによる介護が困難であると認める場合
- イ 暴力行為、著しい迷惑行為、又は、器物破損行為等があると認める場合
- ウ 対象者の状況等から判断して、上記のア又はイに準ずると認める場合

<支給量の考え方>

1 週間で必要な介助にかかる時間 × 5 週 = 必要時間数／月

○支給決定期間

月単位 利用者負担上限月額の適応期間（直近の 6 月 3 0 日まで）

○具体的なサービス内容

- ① 居宅介護と同等の内容
- ② 移動の介護
- ③ ①及び②と一体的に行われる見守りの支援

※比較的長時間の見守りを含む支援や、見守りが主たる内容となる支援については、特に以下の（ア）又は（イ）に該当するかという観点から必要性について検討し、支給量を積算する。

（ア） 生命維持の見守りであること

- A 昼夜逆転の生活等の場合で、かつ、行動障害（大声や他害行為等）がある場合について必要な見守りであること（重度知的・精神障害者を想定）
- B 頻繁なてんかん発作等、生命に直接影響する疾患を有しており、かつ、1人で救急時の連絡ができない場合の見守りであること
- C 人工呼吸器の看視であること（重度肢体不自由者を想定）

（イ）対象者の身体状況等において、特に必要があると認められる見守りであること

- ④ 病院等における意思疎通の支援（コミュニケーション支援）

○ 支給決定における留意事項

- ・ 知的障害者及び精神障害者（麻痺等の要件に該当せず、行動関連項目の12項目において10点以上に該当するもの）の利用に当たっては、事前に行動援護事業者等による環境調整やアセスメントが必要になる。（留意事項 第二の2（2）③）
- ・ 重度訪問介護の利用者は、原則として居宅介護の利用ができない。必要な支援を重度訪問介護のみで、調整することができない場合などは、例外的に居宅介護の利用が認められる。その場合であっても、同一事業者が同日に1人の利用者に対し、重度訪問介護と居宅介護の両方のサービス提供を行うことはできない。
- ・ 報酬算定において、同一の事業者が、1日に複数回の重度訪問介護を行う場合には、1日分の所要時間を通算して報酬を算定する。この場合の1日とは0時から24時までを指すものであり、翌日の0時以降のサービス提供分については、所要時間1時間から改めて通算して算定する（重度訪問介護は常時介護が必要な利用者に対して認められる支援である性質上、居宅介護のように、支援の間隔を2時間空けなければいけないというルールはない。）。

3. 同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障害者について、外出時において、移動に必要な情報（代筆、代読を含む。）を提供するとともに、移動の援護その他外出する際の必要な援助を行う。

○ 対象者要件

区分	要件
障害児者共通	以下の両方に該当 ・調査票による調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上 ・「移動障害」の点数が1点以上

<支給量の考え方>

1回の外出等にかかる行き帰りの移動時間 × 1か月に行う移動回数 = 必要時間数/月

※移動先が複数にわたる場合には、それぞれ上記の方法にて算出した時間を合算して算出する。

※同行援護は余暇活動のための外出にも利用できるため、比較的余裕を持った時間数を申請可能。

※ 2人のヘルパーから支援を受ける場面

（支給申請書にて2人介護を内容とする申請とそれに対する決定が必要。状況に応じて1～2名での支援が可能）

<対象者>下記のアからウのいずれかに該当し、対象者や保護者（障害児の場合）の同意がある児者

ア 対象者の身体的な理由により、1人のヘルパーによる介護が困難であると認める場合

イ 暴力行為、著しい迷惑行為、又は、器物破損行為等があると認める場合

ウ 対象者の状況等から判断して、上記のア又はイに準ずると認める場合

※ 1日に同行援護を複数回算定する場合は、それぞれの同行援護の間隔を概ね2時間以上空けなければならない。同一の事業所が、2時間以上の間隔を空けずに同一の利用者に対して同行援護を提供した場合には、1つの支援として算定する必要がある。

○ 支給決定期間

月単位 利用者負担上限月額の適応期間（直近の6月30日まで）

○ 支給決定における留意事項

・通年かつ長期にわたる外出（通学、通所等）や経済活動の外出（通勤、営業等）に利用することはできない。

・同行援護と移動支援においては、同行援護が優先される（視覚障害のみでは移動支援の要件を満たさないが、視覚障害以外の障害も併せて有する場合で移動支援の要件と同行援護の要件をそれぞれ満たした場合）。

・「盲ろう者加算」の対象者（「両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発生された会話を理解し得ないもの）又は一側耳の聴覚レベルが90デシベル以上及び他側耳の聴覚レベルが50デシベル以上であること。」（聴覚障害の程度が身体障害者手帳6級相当以上）の者）は、同行援護（盲ろう者）としての決定を希望する旨申請を行うことができ、その旨の支給決定を得ている利用者に対する支援を行った場合には、加算の算定が可能。（平成18年 厚生労働省 告示543号・第8号の2）

同行援護アセスメント調査票

	調査項目	0 点	1 点	2 点	特記事項	備考
視力障害	視力	1. 普通（日常生活に支障がない）	2. 約 1 m 離れた視力確認表の図は見ることができるが、目の前に置いた場合は見るができない。 3. 目の前に置いた視力確認表の図は見ることができるが、遠ざかると見るができない。	4. ほとんど見えない。 5. 見えているのか判断不能である。		矯正視力による測定とする。
視野障害	視野	1. 視野障害がない。 2. 視野障害の 1 点又は 2 点の事項に該当しない。	3. 周辺視野角度（1 / 4 視標による、以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下であり、かつ、両眼中心視野角度（1 / 2 視標による、以下同じ。）が 56 度以下である。 4. 両眼開放視認点数が 70 点以下であり、かつ、両眼中心視野視認点数が 40 点以下である。	5. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下であり、かつ、両眼中心視野角度が 28 度以下である。 6. 両眼開放視認点数が 70 点以下であり、かつ、両眼中心視野視認点数が 20 点以下である。	視力障害の 1 点又は 2 点の事項に該当せず、視野に障害がある場合に評価する。	
夜盲	網膜色素変性症等による夜盲	1. 網膜色素変性症等による夜盲等がない。 2. 夜盲の 1 点の事項に該当しない。	3. 位場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の濃色の低下がある。	－	視力障害又は視野障害の 1 点又は 2 点の事項に該当せず、夜盲等の症状により移動に著しく困難を来したものであるがある場合に評価する。	人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合「歩行できる」と判断する。
移動障害	盲人安全杖（又は盲導犬）の使用による単独歩行	1. 慣れていない場所であっても歩行ができる。	2. 慣れた場所での歩行のみできる。	3. 慣れた場所であっても歩行ができない。		人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合「歩行できる」と判断する。

注 1 「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等を言う。

注 2 「歩行」については、車いす等による移動手段を含む。



4. 行動援護

行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護、その他の行動する際の必要な援助を行う。

○ 対象者要件

区分	要件	
	要否	内容
障害者	必須	障害支援区分 3 以上
	必須	行動関連の 1 2 項目 →合計 1 0 点以上
障害児	必須	行動関連の 1 1 項目 →合計 2 0 点以上

<支給量の考え方>

1 回の外出等にかかる行き帰りの移動時間 × 1 か月に行う移動回数 = 必要時間数/月

※移動先が複数にわたる場合には、それぞれ上記の方法にて算出した時間を合算して算出する。

※行動援護は余暇活動のための外出にも利用でき、また本人の行動障害から支援にかかる時間数の見通しを立てるのが難しいため、比較的余裕を持った時間数を申請可能。

※ 2 人のヘルパーから支援を受ける場面

(支給申請書にて 2 人介護を内容とする申請とそれに対する決定が必要。状況に応じて 1 ～ 2 名での支援が可能)

<対象者>下記のアからウのいずれかに該当し、対象者や保護者（障害児の場合）の同意がある児者

ア 対象者の身体的な理由により、1 人のヘルパーによる介護が困難であると認める場合

イ 暴力行為、著しい迷惑行為、又は、器物破損行為等があると認める場合

ウ 対象者の状況等から判断して、上記のア又はイに準ずると認める場合

○支給決定期間

月単位 利用者負担上限月額の適応期間（直近の 6 月 3 0 日まで）

○支給決定における留意事項

・通年かつ長期にわたる外出（通学、通所等）や経済活動の外出（通勤、営業等）に利用することはできない。

・行動援護と移動支援においては、行動援護が優先される。

行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援（Ⅲ類型）の判断基準表（者）

調査項目等	0 点			1 点	2 点
コミュニケーション	1. 日常生活に支障がない			2. 特定の者であれば コミュニケーションで きる 3. 会話以外の方法で コミュニケーションで きる	4. 独自の方法でコ ミュニケーションで きる 5. コミュニケーシ ョンできない
説明の理解	1. 理解できる			2. 理解できない	3. 理解できている か判断できない
大声・奇声を出す	1. 支援が 不要	2. 希に支援 が必要	3. 月に 1 回以上の支援が 必要	4. 週に 1 回以上の支 援が必要	5. ほぼ毎日（週 5 日 以上の）支援が必要
異食行動	1. 支援が 不要	2. 希に支援 が必要	3. 月に 1 回以上の支援が 必要	4. 週に 1 回以上の支 援が必要	5. ほぼ毎日（週 5 日 以上の）支援が必要
多動・行動停止	1. 支援が 不要	2. 希に支援 が必要	3. 月に 1 回以 上の支 援が必要	4. 週に 1 回以上の支 援が必要	5. ほぼ毎日（週 5 日 以上の）支援が必要
不安定な行動	1. 支援が 不要	2. 希に支援 が必要	3. 月に 1 回以 上の支 援が必要	4. 週に 1 回以上の支 援が必要	5. ほぼ毎日（週 5 日 以上の）支援が必要
自らを傷つける行為	1. 支援が 不要	2. 希に支援 が必要	3. 月に 1 回以 上の支援が必要	4. 週に 1 回以上の支 援が必要	5. ほぼ毎日（週 5 日 以上の）支援が必要
他人を傷つける 行為	1. 支援が 不要	2. 希に支援 が必要	3. 月に 1 回以 上の支援が必要	4. 週に 1 回以上の支 援が必要	5. ほぼ毎日（週 5 日 以上の）支援が必要
不適切な行為	1. 支援が 不要	2. 希に支援 が必要	3. 月に 1 回以 上の支援が必要	4. 週に 1 回以上の支 援が必要	5. ほぼ毎日（週 5 日 以上の）支援が必要
突発的な行動	1. 支援が 不要	2. 希に支援 が必要	3. 月に 1 回以 上の支援が必要	4. 週に 1 回以上の支 援が必要	5. ほぼ毎日（週 5 日 以上の）支援が必要
過食・反すう等	1. 支援が 不要	2. 希に支援 が必要	3. 月に 1 回以 上の支援が必要	4. 週に 1 回以上の支 援が必要	5. ほぼ毎日（週 5 日 以上の）支援が必要
てんかん発作（※）	1. 年 1 回以上			月に 1 回以上	週 1 回以上
合 計	点			（基準点 10 点以上）	

強度行動障害児の判定チェックシート

以下の基準表で計算し 20 点以上の場合対象

行動障害の内容	行動障害の目安の例示	0 点	1 点	3 点	5 点
ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	肉が見えたり、頭部が変形に至るような叩きをしたり、爪をはぐなど	なし	週に 1 回以上	1 日に 1 回以上	一日中
ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	噛みつき、蹴り、殴り、髪引き、頭突きなど、相手がケガをしかねないような行動など	なし	月に 1 回以上	週に 1 回以上	1 日に頻回
激しいこだわり	強く指示しても、どうしても服を脱ぐ、外出を拒み通す、何百メートルも離れた場所に戻り取りに行く、などの行為で止めても止めきれないもの	なし	週に 1 回以上	1 日に 1 回以上	1 日に頻回
激しい器物破損	ガラス、家具、ドア、茶碗、椅子、眼鏡などを壊し、その結果危害が本人にも周りにも大きいもの、服を何としてでも破ってしまうなど	なし	月に 1 回以上	週に 1 回以上	1 日に頻回
睡眠障害	昼夜が逆転してしまっている、ベッドについていられず人や物に危害を加えるなど	なし	月に 1 回以上	週に 1 回以上	ほぼ毎日
食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	テーブルごとひっくり返す、食器ごと投げる、椅子に座っていられず皆と一緒に食事ができない、便や釘、石などを食べる異食、体に異常をきたしたことがある拒食、特定の物しか食べない偏食など	なし	週に 1 回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
排せつに関する強度の障害	便を手でこねたり、便を投げたり、便を壁になすりつけたり、脅迫的に排尿排便行動を繰り返すなど	なし	月に 1 回以上	週に 1 回以上	ほぼ毎日
著しい多動	身体・生命の危険につながる飛び出し、目を離すと一時も座れず走り回る、ベランダの上など高くて危険なところに登るなど	なし	月に 1 回以上	週に 1 回以上	ほぼ毎日
通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	耐えられないような大声を出す、一度泣き始めると大泣きが何時間も続くなど	なし	ほぼ毎日	一日中	絶えず
沈静化が困難なパニック	一度パニックが出ると、体力的にもとても抑えられず止められない状態を呈する	なし	—	—	あり
他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行動	日常生活のちょっとしたことを注意しても、爆発的な行動を呈し、関わっている側が恐怖を感じさせられるような状況がある	なし	—	—	あり

5. 重度障害者包括支援

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び自立生活援助を包括的に提供する。

○ 対象者要件

区分	類型	要件	
		要否	内容
障害者	共通 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ類型共通	全て必須	障害支援区分 6 の重度訪問介護対象者
			3-3 コミュニケーション →「日常生活に支障がない」以外
	Ⅰ類型 筋ジストロフィーALS 遷延性意識障害等	全て必須	6-1～6-14 麻痺等※ →四肢のいずれにも「ある」
			1-1 寝返り、1-2 起き上がり、1-3 座位保持 →いずれかで「全面的な支援が必要」
			5-6 レスピレーター→「あり」
	Ⅱ類型 重症心身障害者等	全て必須	6-1～6-14 麻痺等 →四肢のいずれにも「ある」
			1-1 寝返り、1-2 起き上がり、1-3 座位保持 →いずれかで「全面的な支援が必要」
			知的障害の程度 →最重度 (本市手帳ではA 1又はA 2)
	Ⅲ類型 強度行動障害等	全て必須	行動関連の12項目 →合計10点以上

「麻痺等」とは、医師意見書の「麻痺」「四肢欠損」「筋力の低下」「関節の拘縮」の項目をさす。

<支給量の考え方>

1か月の支給量を1か月のサービス利用に要する包括報酬の単位数として定めることから、サービス等利用計画案に記載された1か月ごとに必要となる支援の種別・時間数・回数等を踏まえ、下記の単位数に基づき1か月ごとの支給量を定める。

ア 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援又は自立生活援助の場合は、次の表のとおり時間数に応じて単位数

を決める。

時間数	単位数
1 時間未満の場合	2 0 4 単位
1 時間以上 1 2 時間未満の場合	3 0 5 単位に、1 時間から計算して 3 0 分を増すごとに + 1 0 1 単位
1 2 時間以上 2 4 時間未満の場合	2, 5 1 4 単位に、1 2 時間から計算して 3 0 分を増すごとに + 9 9 単位

(2 人の従業者による場合、夜間若しくは早朝の場合 (+ 2 5 %) 又は深夜の場合 (+ 5 0 %) の加算分も含む)

イ 短期入所の場合 9 7 3 単位/1 日

ウ 共同生活援助 (外部サービス利用型を除く) の場合 1, 0 1 9 単位/1 日

○ 支給決定期間

月単位 利用者負担上限月額の適応期間 (直近の 6 月 3 0 日まで)

6. 短期入所

居宅において介護を行う者の疾病その他の理由による場合に、施設への短期的な入所により、食事・排せつ・入浴の介護等を行う。

○ 対象者要件

短期入所の種類	区分	要件
福祉型短期入所 (福祉事業所が実施する短期入所)	障害者	区分1以上
	障害児	障害児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上
医療型短期入所 (医療機関が実施する短期入所)	障害者	以下のアからカのいずれかに該当する場合。 ア 区分6に、該当し気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者。 イ 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者若しくは区分5以上に該当する重症心身障害者。 ウ 区分5以上に該当し、医療的ケアスコアが16点以上の者。 エ 区分5以上に該当し、認定調査表等における行動関連項目の点数が10点以上でかつ医療的ケアスコアが8点以上の者 オ 区分5以上に該当し、厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示236号）に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障害者であって医療的スコアが8点以上の者。 カ アからオに準じる状態として市町村が認めた療養介護の対象者
	障害児	障害児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上で、かつ、以下のアまたはイに該当する場合。 ア 重症心身障害児 イ 医療的ケアスコアが16点以上である障害児

<支給量の考え方>

利用者の意向及びその必要性等を勘案して、必要な支給量とする。

基本の支給量は7日／月以内とする。

(ただし、①行動援護対象者、②重症心身障害児者、③一人親世帯、④虐待ケース、これに準じ

る世帯は、最大1か月あたり14日まで基本の利用可能日数とすることが可能。)

※短期入所において1泊2日で利用を行った場合は2日として算定する。

※長期間または高頻度での短期入所が必要になった場合には、期間限定（最長3か月）の対応として、基本支給量を上回る支給量の決定も可能。支給限度の定めをしない決定が必要な場合には連続決定を行う。

○支給決定期間

月単位 利用者負担上限月額の適応期間（直近の6月30日まで）

○支給決定における留意事項

「福祉型」と「医療型」の事業所の利用に際しては、それぞれに対応した支給決定が必要。

「福祉型」と「医療型」の同時支給も可能。

【京都府内の医療型短期入所事業所】

麦の穂学園	南京都病院	花の木医療福祉センター
久御山南病院	府立医科大学附属北部医療センター	宇多野病院

7. 療養介護

医療機関への入所により、機能訓練・療養上の管理・看護・介護・日常生活の世話をを行う。

○対象者要件（①～④いずれか該当）

区分	要件
障害者	次の①から④のいずれかに該当する場合 ①区分 6 に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者。 ②区分 5 以上に該当し、次のアからエのいずれに該当する者。 ア 重症心身障害者または進行性筋萎縮症患者 イ 医療的ケアスコアが 16 点以上の者。 ウ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12 項目）の合計点数が 10 点以上の者であって、医療的ケアスコアが 8 点以上の者 エ 遷延性意識障害であって、医療的ケアスコアが 8 点以上の者 ③①及び②に準ずるものとして市町村が認めたもの ④旧重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成 24 年 4 月 1 日以降指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の者

<支給量の考え方>

各月における暦日数（受給者証上は「当該月の日数」と表記される。）

○支給決定期間

月を単位として最長 3 年の範囲（区分認定有効期間）

○医療的ケアスコア

医療的ケア判定スコアは、医療的ケアを必要とする者が障害福祉サービス等（通所サービスや（短期）入所施設等）を申請するにあたり、どの程度の看護職員の配置を必要とするか等を判断するためのスコア。記入者は医療機関。

対象者要件の一部は新判定スコアを必要とせず判定ができるため、支給決定に当たって、必ずしも判定スコアを提出する必要はなく、判定スコアを用いた要件でないと該当にならない者について、提出が必要となる。

スコア表は次ページに記載。詳細は本手引き資料（P.74）から厚労省 HP を参照。

医療的ケア判定スコア		基本スコア	見守りスコア		
			高	中	低
1. 人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む。）の管理 N		10	2	1	0
2. 気管切開の管理		8	2		0
3. 鼻咽頭エアウェイの管理		5	1		0
4. 酸素療法		8	1		0
5. 吸引（口鼻腔又は気管内吸引に限る。）		8	1		0
6. ネブライザーの管理		3	0		
7. 経管栄養	（1）経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻又は食道瘻	8	2		0
	（2）持続経管注入ポンプ使用	5	1		0
8. 中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高圧症治療薬、麻薬等）		3	2		0
9. 皮下注射	（1）皮下注射（インスリン、麻薬等の注射を含む。）	3	1		0
	（2）持続皮下注射ポンプの使用	8	1		0
10. 血糖測定（持続血糖測定機による血糖測定を含む。）		5	1		0
11. 継続的な透析（血液透析、腹膜透析等）		3	2		0
12. 導尿	（1）間欠的導尿	3	0		
	（2）持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻又は尿路ストーマ）	8	1		0
13. 排便管理	（1）消化管ストーマの使用	5	1		0
	（2）排便又は洗腸	5	0		
	（3）浣腸	3	0		
14. 痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置		3	2		0

8. 生活介護

施設への通所より、食事・排泄・入浴の介護等を行うと共に、創作的活動や生産活動の機会を提供する。

○対象者要件

障害者	施設入所者	< 50歳未満 > 障害支援区分4以上
		< 50歳以上 > 障害支援区分3以上
	それ以外の場合	< 50歳未満 > 障害支援区分3以上
		< 50歳以上 > 障害支援区分2以上

<支給量の考え方>

1か月あたり通所する日数が支給量となる。支給量の上限は原則の日数（月の日数より8日を控除した日数）であり、平日に毎日生活介護を利用する予定の場合には支給量は原則の日数となる。

※原則日数の例外について

以下の①か②に該当する場合には、原則日数を超えた支給決定や利用が可能。

①事業所の事業運営の理由から、原則の日数を超える支援が必要となる場合は、都道府県に届け出ることにより、当該事業所が特定する3か月以上1年以内の期間において、利用日数の合計の総和が原則の日数の総和の範囲内であれば利用が可能。（利用者の支給量が原則の日数である場合には、事業所の届出にて自動的に適用。別途支給決定不要）

②心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援の必要があるなど、利用者の心身の状態に鑑み、市町村が特に必要と判断した場合には、原則の日数を超えて利用をすることが可能。（利用者ごとに、原則日数を超えた支給決定が必要。）

〇〇日／月

当該月の日数から8日を控除した日数／月

○ 支給決定期間

月を単位として最長3年の範囲（区分認定有効期間）

9. 施設入所支援

施設への入所より、日中活動系サービスと併せて、夜間等における食事・排泄・入浴等の介護等を行う。

○対象者要件

区分	日中活動	要件	
障害者	生活介護	いずれか該当	①＜50歳未満の場合＞ 障害支援区分4以上
			②＜50歳以上＞ 障害支援区分3以上
	自立訓練 就労移行支援	いずれか該当	①入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者
			②地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者
	就労継続支援B型	必須	指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経たうえで、利用の組み合わせの必要性を認めた者

<支給量の考え方>

各月における暦日数（受給者証上は「当該月の日数」と表記される。）

○支給決定期間

月を単位として最長3年の範囲（区分認定有効期間）。

10. 共同生活援助

共同生活の住居で、入浴、排せつ又は食事の介護、相談や日常生活上の援助等を行う。

< 共同生活援助の種類 >

形態	内容
①介護サービス包括型	利用者への介護サービスについては、当該事業所の従業者が提供する。利用者の状態に応じて、介護スタッフとしての生活支援員を配置。
②外部サービス利用型	利用者への介護サービスについて、事業者は手配のみを行い、実際の支援は外部の居宅介護事業者等に委託。介護スタッフとしての生活支援員の配置は不要。
③サテライト型住居	共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、一人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、本体住居との密接な連携（入居者間の交流が可能）を前提としてユニットなど一定の設備基準を緩和した一人暮らしに近い形態。
④日中サービス支援型	介護サービス包括型よりも、手厚い人員配置の元、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。

○対象者要件

障害支援区分1以上（ただし、入浴、排せつ、食事等の介護を伴わない場合には障害支援区分不要）

※身体障害者にあたっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準じるものを利用したことがある者に限る。

< 支給量の考え方 >

①基本の支給量

各月における暦日数（受給者証上は「当該月の日数」と表記される。）

②外部サービス利用型の受託介護サービス

報酬単価の最小単位は15分（算定には概ね10分以上の支援が必要）以降、15分毎に支給量を積算する。

※受託介護サービスの利用を報酬として算定できるのは障害支援区分2以上の者への支援に限られる。

○支給決定期間

月を単位として最長３年の範囲（区分認定有効期間）

※体験利用の場合は１年間

※サテライト型住居の場合は３年の間に、一般住宅等へ移行できるよう支援を行うこととされている。３年間を超えて利用を継続するための申請があった場合には、市町村審査会の意見を聞いたうえで、さらなる利用により一般住宅への移行が見込まれる場合にのみ支給決定が可能となる。

※地域移行支援型ホームの場合には、原則２年間の支給期間となり、３年間を超えて利用を継続するための申請があった場合には、市町村審査会の意見を聞いたうえで、真にやむをえない事情がある場合に最小限の有効期間での支給決定が可能。

○体験利用

継続的な利用に移行するための課題、目標、体験期間及び留意事項等を共同生活介護計画に位置付けて、体験的な入居を行う場合のみ利用可能。最大５０日／年（連続最大３０日）の利用制限がある。

※体験利用時も、入浴、排せつ又は食事等の介護が必要な場合は、障害支援区分が必要となる。

1 1. 就労継続支援（A型・B型）

施設への通所により、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。

（A型：原則、雇用契約による就労、B型：雇用契約によらない就労）

○対象者要件 （認定調査のみ行う。障害支援区分認定は不要。）

障害者	A 型	必須	65歳未満の者または65歳以上の者（65歳に達する前5年間に障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労継続支援A型の支給決定を受けていた者に限る） 又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの。
	B 型	いずれか該当	① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ③ 50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者 ③ ①、②に該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面にかかる課題等の把握が行われている本事業の利用希望者

<支給量の考え方>

「8. 生活介護」を参照。

○支給決定期間

就労継続支援（A型） － 月を単位として最長3年の範囲

就労継続支援（B型） － 月を単位として最長1年の範囲（50歳以上の場合は最長3年の範囲）

12. 就労移行支援

一定期間、施設への通所により、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。

○対象者要件（認定調査のみ行う。障害支援区分認定は不要。）

就労を希望する65歳未満の者または65歳以上の者（65歳に達する前5年間に障害福祉サービスの支給決定を受けていた者（入院等やむを得ず支給期間がなかった場合を除く）で、65歳に達する前日において就労移行支援の支給決定を受けていた者に限る）。又は、上記に該当し、通常の事業所に雇用された後の労働時間延長若しくは休職からの復帰の際に就労に必要な知識及び能力向上のための支援を一時的に必要とする者。

<支給量の考え方>

「8. 生活介護」を参照。

○支給決定期間

月を単位として最長1年の範囲（更新については標準利用期間内で可能）

※標準利用期間・・・2年（あん摩・はり・灸の資格養成施設は3年又は5年）

※標準利用期間を超えて支給決定が必要な場合は、審査会の審査を経て、最大1年間の更新が可能。

1 3. 就労定着支援

企業・自宅等への訪問や施設への通所により、生活リズム、家計や体調の管理などに対する問題解決にむけて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行う。

○対象者要件 （認定調査のみ行う。障害支援区分認定は不要。）
 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労した者が対象。一般就労の後、6か月経過した時点からサービスの利用を開始することができる。

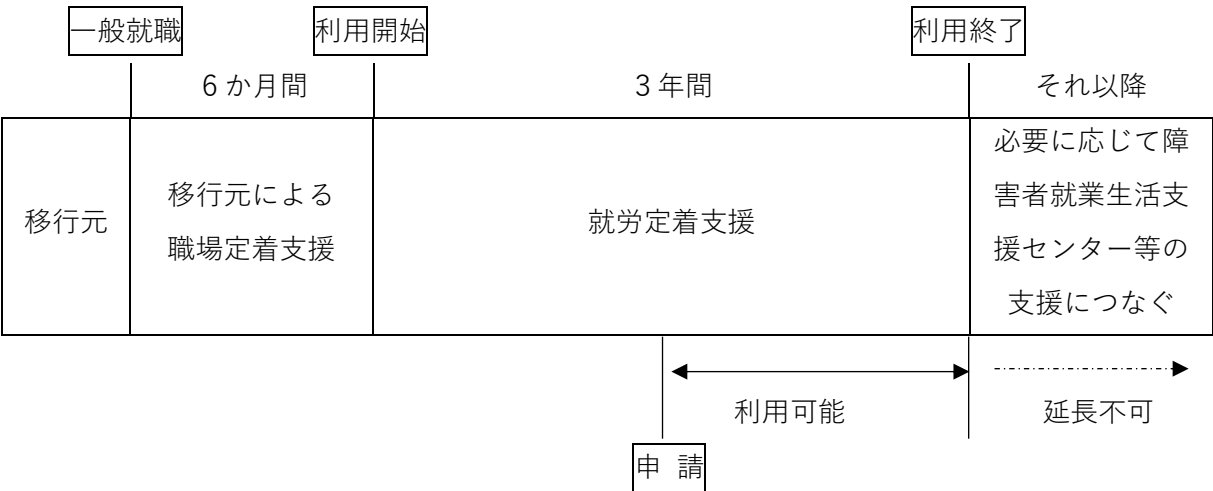
<支給量の考え方>

各月における暦日数（受給者証上は「当該月の日数」と表記される。）

○支給決定期間

- 月を単位として、最長1年の範囲内（更新については標準利用期間内かつ一般就労から3年6か月未満の期間内で可能）
- ※使用開始申請時のみ、雇用証明書の提出が必要。
 - ※標準利用期限内（最長3年）で更新することができる。
 - ※就労を継続している期間が6か月以上3年6か月未満の者が対象となる。
 - ※一般就労への移行から6か月間については、移行元の通所事業所に職場定着支援の努力義務が課されている。

<サービスの利用開始時期と定着支援のイメージ>



14. 自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力と生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応等により利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行う。

○ 対象者要件 （認定調査のみ行う。障害支援区分認定は不要。）

①障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者。

②現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者（※）。

③障害、疾病等の家族と同居しており（障害者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者（※）。

※ 自立生活援助による支援が必要な者の例

- ・ 地域移行支援の対象要件に該当する障害者施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
- ・ 人間関係や環境の変化等によって、一人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合（家族の死亡、入退院の繰返し等）
- ・ その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断したうえで適当と認められる場合

<支給量の考え方>

各月における暦日数（受給者証上は「当該月の日数」と表記される。）

○ 支給決定期間

月を単位として、最長1年の範囲内

※標準利用期間…1年

※標準利用期間を超えて支給決定が必要な場合は、審査会の審査を経て、回数の制限なく更新が可能。

1 5. 自立訓練（機能訓練）

一定期間、施設への通所により、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを受け、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

○対象者要件 （認定調査のみ行う。障害支援区分認定は不要。）

特になし。

<支給量の考え方>

「8. 生活介護」を参照。

○支給決定期間

月を単位として、最長1年の範囲内（ただし、標準利用期間内での更新）

※標準利用期間…1年6か月

（頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は3年）

※標準利用期間を超えて支給決定が必要な場合は、審査会の審査を経て、最大1年間の更新が可能

1 6. 自立訓練（生活訓練）

一定期間、施設への通所または訪問により、入浴・排泄および食事等に関する自立した生活を営むため生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

○対象者要件 （認定調査のみ行う。障害支援区分認定は不要。）

特になし。

<具体例>

①入所施設・病院を退所・退院した方であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方

②特別支援学校を卒業した方、継続した通院により症状が安定している方等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 等

<支給量の考え方>

「8. 生活介護」を参照。

○支給決定期間

月を単位として、最長1年の範囲内（ただし、標準利用期間内での更新）

※標準利用期間…2年（長期入院又は入所していた者は3年）

※標準利用期間を超えて支給決定が必要な場合は、審査会の審査を経て最大1年間の更新が可能

17. 宿泊型自立訓練

一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行う。

○対象者要件 （認定調査のみ行う。障害支援区分認定は不要。）

特になし。

<支給量の考え方>

「8. 生活介護」を参照。

○支給決定期間

月を単位として、最長1年の範囲内（ただし、標準利用期間内での更新）

※標準利用期間…2年（長期入院又は入所していた者は3年）

※標準利用期間を超えて支給決定が必要な場合は、審査会の審査を経て、最大1年間の更新が可能

地域相談支援

1. 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者、その他 地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者について、住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談や支援を行う。

具体的な支援内容として、指定一般相談支援事業者は、利用者に対し、対面による支援を月 2 回以上行くとともに、住居の確保その他地域生活へ移行するための活動に係る相談、外出の際の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援、体験的な宿泊支援等を提供する。

○ 対象者要件 （認定調査のみ行う。障害支援区分認定は不要。）

以下のいずれかに該当する者うち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者

ア 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者

※児童福祉施設に入所する 18 歳以上の者、障害者支援施設等に入所する 15 歳以上で児童福祉法第 63 条の 4 及び第 63 条の 5 の規定に基づき障害者とみなされた者も対象。

イ 精神科病院に入院している精神障害者

ウ 救護施設又は更生施設に入所している障害者

エ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害者

※保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整となった障害者のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれる場合など、指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される者に限る。

オ 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者

<支給量の考え方>

各月における暦日数（受給者証上は「当該月の日数」と表記される。）

○支給決定期間

月を単位として、6 か月の範囲内（さらに 6 か月の範囲内で更新可能）

※更なる更新が必要な場合は、審査会の審査を経て、更新が可能

2. 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談や支援を行う。

具体的な支援内容として、指定一般相談支援事業者は、利用者やその家族との常時の連絡体制を確保するとともに、適宜居宅への訪問等を行う。また、利用者の障害の特性に起因して緊急の事態等が生じた場合には、速やかに利用者の居宅への訪問等による状況把握を行うとともに、家族や当該利用者が利用する障害福祉サービス事業者、医療機関との連絡調整、一時的な滞在による支援等を行う。

○対象者要件（認定調査のみ行う。障害支援区分認定は不要。）

以下のアもしくはイのいずれかに該当

ア 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者

イ 居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族が障害、疾病等のため、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者

<支給量の考え方>

各月における暦日数（受給者証上は「当該月の日数」と表記される。）

○支給決定期間

月を単位として、最長1年の範囲内。（さらに1年間の範囲内で更新可能）

Ⅳ 地域生活支援事業

1. 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターへの通所により、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流その他障害者が自立した日常生活および社会生活を営むために必要な支援を行う。

○対象者要件（認定調査は不要。障害支援区分認定も不要。）

特になし

<利用量の考え方>

特になし（利用期間のみ決定される。利用量については決定されない。）

○利用決定期間

月を単位として最長3年の範囲

2. 日中一時支援事業

障害者等に、日中に活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等の支援を提供する。

○対象者要件

障害種別	区分	要件
身体障害児 知的障害児・者 精神障害児・者	障害者	区分1以上
	障害児	障害児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上

<利用可能時間の考え方>

利用者の意向及びその必要性等を勘案して、必要な利用可能時間とする。

基本の支給量は1か月あたり112時間以内とする。

（ただし、①行動援護対象者、②重症心身障害児者、③一人親世帯、④虐待ケース、これに準じる世帯は、短期入所の支給量と勘案の上で最大1か月あたり224時間まで基本の利用可能時間とすることが可能。）

※長期間または高頻度での日中一時支援が必要になった場合には、期間限定（最長3か月）の対応として、基本支給量を上回る支給量の決定も可能。

【長期休業期間における障害児の支給量について】

長期休業期間が存する月については、下記の時間を利用可能時間に加えることが可能。申請と利用決定が必要。

	期間	利用可能時間（※）
夏休み対応	7月 から 8月	利用可能時間に112時間を加える。
冬休み対応	12月 から 1月	利用可能時間に48時間を加える。
春休み対応	3月 から 4月	利用可能時間に80時間を加える。

※元の支給量と合計して最大1か月あたり224時間。

○利用決定期間

月を単位 利用者負担率の適応期間（直近の6月30日まで）

3. 移動支援

屋外での移動が困難な在宅の障害者等に対し、地域における自立生活、社会参加および通学支援を促すことを目的に、外出のための支援を行う（通学のための支援は、通常の移動支援の手続きに加え、下記【通学支援について】の手続きを経た場合に利用可能。）

○対象者要件（認定調査は不要。障害支援区分認定も不要。）

以下のアからウのいずれかに該当。

- ア 車いすを常用している肢体障害児・者
- イ 知的障害児・者
- ウ 精神障害児・者

【身体介護を伴うか否かについて】

他の支援を受ける際に、認定調査を受けている場合には、その認定調査資料を基に、受けていない場合には、判断に必要な事実の聞き取りを行い、利用に際して身体介護を伴うか伴わないかの決定を行う。

※障害支援区分を有する者に対する利用決定における身体介護を伴うか伴わないかの判断基準は、居宅介護の通院等介助における身体介護伴うか伴わないかの判断基準と同じ。

※ 2人のヘルパーから支援を受ける場面

（支給申請書にて2人介護を内容とする申請とそれに対する決定が必要。状況に応じて1～2名

での支援が可能)

<対象者> 下記のアからウのいずれかに該当し、対象者や保護者（障害児の場合）の同意がある児者

- ア 対象者の身体的な理由により、1人のヘルパーによる介護が困難であると認める場合
- イ 暴力行為、著しい迷惑行為、又は、器物破損行為等があると認める場合
- ウ 対象者の状況等から判断して、上記のア又はイに準ずると認める場合

<利用可能時間の考え方>

利用者の意向及びその必要性等を勘案して、必要な利用可能時間とする。

基本の支給量は1か月あたり最大30時間とする（2人介護が認められる場合には60時間）。

※ただし、下記の通学支援の対象者と、車いすを常用している肢体障害児・者については、利用者の意向及びその必要性等を勘案して30時間を超える利用可能時間の設定が可能。

【通学支援について】

移動支援事業の対象者で、家族等の就労や疾病等により通学時の介助者がいない場合には、通学支援について利用申請と利用決定を受けることで、通学の際に移動支援事業の利用が可能。（勤務証明等別途必要）

利用可能時間は原則1か月あたり22時間を上限として決定できる。通学支援のための利用可能時間は、その他の外出のための支援のために利用することはできない。

○利用決定期間

月を単位 利用者負担率の適応期間（直近の6月30日まで）

4. 訪問入浴サービス

10歳以上の居宅での入浴や施設等での入浴サービスの利用が困難な重度の障害児者等（知的障害者、精神障害者、知的障害のある児童及び精神に障害のある児童を除く。）を、浴槽を搭載した入浴車で訪問し、入浴サービスを行う。

○対象者要件

介護保険対象者でないこと

自宅浴槽や、通所施設等の特殊浴槽での入浴が困難であること

○支給量の積算方法

年52回の支給量で決定する。

○支給決定期間

月を単位として最長1年の範囲

○支給決定における留意事項

居宅介護を利用しての自宅浴槽での入浴や、通所施設等での入浴が可能な場合は、それらサービスの利用が優先する。

介護保険対象者の場合、介護保険サービスの訪問入浴介護を利用することとし、本事業の支給はできない。

5. 福祉ホーム

低額な料金を、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う。

○支給決定における留意事項

事業者へ直接利用の申し込みをする。(支給決定不要)

6. 盲人ホーム

あんま師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障害者に、施設の利用とともに、必要な技術の指導を行う。

○支給決定における留意事項

事業者へ直接利用の申し込みをする。(支給決定不要)

V 他のサービスとの併給関係について

対象者像	利用可能な訪問系サービス
入院中、療養介護入所者	重度訪問介護（コミュニケーション支援と外出支援に限る。） 同行援護 行動援護
施設入所支援利用者	移動支援
共同生活援助利用者（介護サービス包括型（旧ケアホーム）・日中サービス支援型）	居宅介護（区分4以上の場合に限る。） 重度訪問介護 行動援護 同行援護 移動支援
共同生活援助利用者（外部サービス利用型）	重度訪問介護（移動介護）・行動援護・同行援護・移動支援
短期入所利用者	当該サービス利用中は不可（同日算定は可）

※ただし、介護サービス包括型・日中サービス支援型において居宅介護及び重度訪問介護を利用する場合は、共同生活援助の報酬単価は減算になる。

VI 日中活動サービスの併給関係について

併給による支給決定を認めるもの	
生活介護 就労移行支援 就労継続支援 B 型 自立訓練（機能訓練、生活訓練） 地域活動支援センター	ただし、併給を希望する理由（それぞれの事業で何を支援するか）をサービス等利用計画に明記すること ※就労移行支援・自立訓練は標準利用期間が定められており、その間集中的に支援を実施することが必要であるため併給を認める際には十分に確認が必要

原則、併給による支給決定を認めないもの	
就労継続支援 A 型、就労定着支援	雇用契約に基づく就労を実施している状態であり、その他の福祉サービスを利用する必要性が極めて低いため

日中活動サービスについては、その効果的な支援を図る観点から、通常、同一種類のサービスを継続して利用することが一般的であると考えられるが、障害者の効果的な支援を行う上で市が特に必要と認める場合には、複数の日中活動サービスを組合せて支給決定を行うことは可能。

※同一日に複数の日中活動サービスを利用することはできない。

第3章 18歳を迎えるにあたって

I 受給者証の切り替えについて

障害児の福祉サービス・地域生活支援事業の支給決定期間は、18歳の誕生日の前日までとなっている。引き続きサービスを利用するためには、障害者への切り替え申請が必要。

※障害支援区分が必要なサービスを引き続き利用する場合には、審査会を経るため早めの手続きが必要。(障害支援区分認定には2か月ほどかかる)

II 進路について(宇治市内在住の対象児童について)

(1) 進路について

○進路に関わる対象児童：宇治支援学校・城陽支援学校の在籍生徒がほとんど。
京都教育大学付属特別支援学校・八幡・舞鶴支援学校などの在籍生徒もいる。

○支援学校卒業生の進路先：事業所へ通所・一般就労・進学

通所先・就労先の受け入れ：学校生活での実習にて、本人の希望と実習先の受け入れ可否が

合致した場合に進路先として決定する。(面接もあり)

通所：福祉サービスの支給決定が必要(生活介護なら区分取得必要。18歳誕生日を迎える前の進路相談のタイミングで調査等について案内)

一般就労：ほぼ障害者枠で雇用。ハローワークが会議にも参加。

(2) 進路相談会について

○参加者

三者面談時に各関係機関(本人・保護者・進路担当の先生・障害福祉課進路担当者(必要に応じて地区担当者)・委託相談支援事業所)もあわせて出席する。

本人が措置入所の場合：児童相談所・措置入所先の職員も参加

一般就労希望者：生活支援センターはぴねす・ハローワークも参加

計画相談支援決定者：3年生後期進路相談(11月頃)から担当の計画相談員が参加

※学校がその子に相談支援が必要かどうか判断し計画相談支援事業所に声をかけるが、通所先の生活介護事業所から声がかかり、進路相談に参加したケースもある。

※宇治支援学校より：早めに声掛けを心掛けるが、進路先が決まった段階になる。

○大まかな流れ

①2年生(2月頃)…進路の希望状況の確認

②3年生前期進路相談(7月頃)…進路先：本人の希望がある程度決まっている段階(一般就労の可能性がある場合のみ開催)

③ 3年生後期進路相談（11月頃）…進路先：受け入れ先もほぼ決まっている段階

○障害福祉課進路担当者の動き

宇治支援学校は基本的に上記の3回に出席。城陽支援学校は出席していない。

その他支援学校は3年生前期進路相談（7月頃）・後期進路相談（11月頃）の出席が基本。

※初回加算の対象

- ・新規にサービス等利用計画を作成する場合（障害児相談支援事業所が引き続き指定特定相談支援事業所として関わる場合も含む）
- ・前6か月間において障害児通所支援や障害福祉サービスの利用がない場合

III 家庭支援総合センターとのかかわり

（1）地域生活相談について

○地域生活相談とは

家庭支援総合センターにて本人の発達検査と保護者の聞き取りを用いて、関係機関で会議を行うこと。すべての生徒に対して行うものではなく、進路先を考えるにあたって学校側が本人の能力を検査したうえで考える必要があると認められる場合に実施。

- ・本人の発達、障害特性の専門機関による評価と共有を必要とする場合
- ・療育手帳を取得していない生徒について実施する場合
- ・卒業後の相談機関や就労継続のために地域支援が必要である場合

○大まかな流れ

- ①家庭支援総合センターから学校・市へ地域生活相談選定ケース依頼表が届く
- ②学校から市へ地域生活相談選定ケース依頼表を提出
- ③市から家庭支援総合センターへ地域生活相談選定ケース依頼表等の書類を提出
- ④家庭支援総合センターにて、本人の発達検査と保護者の聞き取り
- ⑤家庭支援総合センターにて関係機関で会議
- ⑥家庭支援総合センターから市へ判定結果が交付（希望があれば本人へも）

※判定結果については複写厳禁。

関係機関が判定結果を知りたい場合は、本人もしくは関係機関から家庭支援総合センターへ依頼する流れとなるため障害福祉課へ連絡を。

○地域生活相談の判定結果を用いて療育手帳の申請が可能。

※18歳到達日以降に新規申請をすること。

判定結果は1年間有効。申請書の備考欄に地域生活相談を受けた旨記載する。

<療育手帳の18歳到達時の申請様式>

申請書・写真・生育歴・調査書・手帳コピー

(2) 個別支援相談について

○個別支援相談とは

療育手帳の申請をした方について、引き続き家庭支援総合センターにて個別に相談を受けるもの。

本人の発達検査を用いて、関係機関で会議を行う。

- ・判定結果を元に、利用者の今後の支援の指針とするために必要な場合
- ・療育手帳の新規申請時や、更新申請時にあわせて依頼をすることも可能

○大まかな流れ

- ①相談支援事業所等から市に依頼
- ②市から家庭支援総合センターへ判定依頼書類を提出
- ③家庭支援総合センターにて、本人の発達検査
- ④家庭支援総合センターにて関係機関で会議

※療育手帳の申請と同時期の場合、書類の一部省略や発達検査が省略になることもある。

※判定結果については複写厳禁。

関係機関が判定結果を知りたい場合は、本人もしくは関係機関から家庭支援総合センターへ依頼する流れとなるため障害福祉課へ連絡を。

第4章 65歳を迎えるにあたって

Ⅰ 介護保険制度との関係について

介護保険の被保険者に該当する場合には、原則として介護保険の利用が障害福祉サービスの利用に優先する。ただし、介護保険に相当するものがない障害福祉サービスについては、状況に応じて利用が可能。

(1) 受給者証について

障害者の福祉サービス受給者証・地域生活支援事業支給決定期間は、引き続き利用出来るサービスを除いて65歳の誕生日の前日までとなっている。

※介護保険制度においてサービスを引き続き利用する場合には、審査会を経るため早めの手続きが必要。(介護認定も障害支援区分取得と同様2～3か月ほどかかる。)

(2) 計画相談員とケアマネジャーとの連携について

滞りなくサービスを利用するために、65歳の誕生日を迎える前**(誕生日の90日前から申請可)**に介護認定申請を行い、支給量の調整や利用する事業所選びなど、計画相談員とケアマネジャーや包括支援センターとの情報共有をしておくことが望ましい。

※介護保険制度に相当するサービスがある障害福祉サービスの利用者について

65歳の誕生日を迎える2か月ほど前に、障害福祉課から利用者へ介護認定を受ける必要があるサービスについて案内を送付している。

※居宅介護支援事業所等連携加算の対象。

①障害福祉サービスの支給決定を受けている方が介護保険対象者になる場合

- 65歳になる場合(介護保険1号被保険者になる場合)
- 特定疾病該当者で40歳になる場合(介護保険2号被保険者になる場合)
- 介護保険2号被保険者であって、生活保護受給者ではなくなった場合

※生活保護受給者の場合は介護保険2号被保険者であっても障害福祉サービスの支給が優先

年齢	特定疾病なし	生活保護受給者 かつ特定疾病あり (介護保険2号被保険者)	特定疾病あり (介護保険2号被保険者)
40歳 ～64歳	障害福祉サービス	障害福祉サービス	介護保険制度
65歳～	介護保険制度	介護保険制度	介護保険制度

特定疾病（16疾病）

（1）がん（末期） （2）関節リウマチ （3）筋萎縮性側索硬化症 （4）後縦靱帯骨化症 （5）骨折を伴う骨粗鬆症 （6）初老期における認知症（アルツハイマー・血管性認知症・レビー小体型認知症等） （7）進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 （8）脊髄小脳変性症 （9）脊柱管狭窄症 （10）早老症 （11）多系統萎縮症 （12）糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症・糖尿病性網膜症 （13）脳血管疾患（脳出血・脳梗塞など） （14）閉塞性動脈硬化症 （15）慢性閉塞性肺疾患（肺気腫・慢性気管支炎・気管支喘息・びまん性汎細気管支炎） （16）両側の膝関節または股関節の著しい変形を伴う変形性関節症

② 介護保険サービス優先のとりえ方

○介護保険には相当するものがない障害福祉サービスについては障害福祉サービスを支給する。

（重度訪問介護・同行援護・行動援護・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援 A，B 型等）

○介護保険制度に相当するサービスがある障害福祉サービスについては、介護保険制度を優先して利用する。

（居宅介護・短期入所・生活介護（施設入所支援又は共同生活援助との併給を除く。）・自立訓練（機能訓練）・訪問入浴サービス）

サービス内容	優先されるサービス
居宅介護	介護保険
重度訪問介護	障害福祉サービス（介護保険に相当するサービスが存在しないため。）
重度障害者包括支援	障害福祉サービス（介護保険に相当するサービスが存在しないため。）
同行援護	障害福祉サービス（介護保険に相当するサービスが存在しないため。）
行動援護	障害福祉サービス（介護保険に相当するサービスが存在しないため。）
短期入所	介護保険
生活介護	介護保険
療養介護・施設入所支援・共同生活援助	介護保険（ただし、介護保険適用年齢等に達する以前より障害福祉サービスの支給決定を行っていた場合は障害福祉サービスを継続して支給する）
自立訓練（機能訓練）	介護保険
自立訓練（宿泊型・生活訓練）	障害福祉サービス（標準利用期間の期間内）
就労移行支援・就労継続支援	障害福祉サービス（介護保険に相当するサービスが存在しないため。）
地域移行支援・地域定着支援	障害福祉サービス（介護保険に相当するサービスが存在しないため。）
移動支援	障害福祉サービス（介護保険に相当するサービスが存在しないため。）
日中一時支援	障害福祉サービス（介護保険に相当するサービスが存在しないため。）
訪問入浴サービス	介護保険
地域活動支援センター	障害福祉サービス（介護保険に相当するサービスが存在しないため。）

③介護保険の対象者が、介護保険が優先される支援について障害福祉サービスの利用を認められる場合について

○介護保険サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、障害福祉サービスの支給が可能。

<具体的な運用>

ア 在宅の障害者で居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保できないと認められる場合（要介護度変更手続きによって、支給限度基準額を見直す余地がある場合にはそちらの手続きが優先される。）

イ 事業所または施設が身近にない、あっても事業所または施設が身近にはあるが定員に空きがないなど、介護保険サービスを利用することが困難な場合（当該事象が解消するまでの間に限る）

ウ 要介護認定を受けた結果非該当と判定された場合など、介護保険サービスを利用することができない場合であって障害福祉サービスによる支援が必要と認められる場合

※一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、障害のある方の個別の状況に応じ、障害のある方が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能かを宇治市が判断します。

例えば、生活介護や短期入所を利用している場合であっても、本人の障害特性やニーズ、サービス内容などによっては、介護保険サービスの事業所では本人に合った適切な対応を行うことが難しく、障害福祉サービスをそのまま利用し続けることが望ましい場合があります。本人、ご家族、相談支援専門員等の支援者から意見を聞き取り、判断します。

④要介護認定等の申請について

介護保険の被保険者である障害者については、まずは要介護認定等の申請を行っていただいたうえで介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるのかを把握する必要がある。

したがって、要介護認定などの申請を行っていない障害者に対しては申請をしない理由や事情を十分に聞き取るとともに継続して制度の説明を行い申請について理解を得られるよう働きかける必要がある。

⑤障害福祉サービスの申請をする際に必要な書類

1. 申請書兼同意書
2. ケアプラン・利用票
3. 理由書（必要に応じて。指定書式なし）：介護保険優先の制度であっても、本人の障害特性やニーズ、サービス内容などによって、介護保険サービスの事業所では本人に合った適切な対応を行うことが難しい事情、障害福祉サービスをそのまま利用し続けることが望ましい理由など

⑥在宅以外での申請：障害福祉サービスの申請が可能な介護保険入所施設

訪問介護サービスが導入可能な施設（下記外部サービス利用）に限り、介護保険サービスのみに
よって必要なサービス量が確保できないと認められる場合

<施設>

1. 公的施設

（１）ケアハウス（一般型）：外部サービス利用

（２）ケアハウス（介護型）：施設職員による直接介護

（３）特別養護老人ホーム：施設職員による直接介護

（４）介護老人保健施設（老健）：施設職員による直接介護

（５）介護医療院：施設職員による直接介護

2. 民間施設

（１）介護付き有料老人ホーム（一般型）：施設職員による直接介護

（２）介護付き有料老人ホーム（外部サービス利用型）：外部サービス利用

（３）住宅型有料老人ホーム：外部サービス利用

（４）サービス付き高齢者向け住宅：外部サービス利用

（５）グループホーム：施設職員による直接介護

第5章 障害福祉サービス等の利用者負担

Ⅰ 障害福祉サービスの利用者負担額について

障害福祉サービスを受ける際の利用者負担額は、サービスの提供にかかった費用（食費・光熱水費等の実費負担は除く）の1割であり、1か月ごとに算定されるが、利用者ごとに設定される負担上限月額をサービスの提供にかかった費用の1割が上回る場合には、負担上限月額の値がその月の利用者負担額となる。

< 負担上限月額の設定について >

利用者負担上限月額は、下記の表のとおり、利用者の属する世帯の市町村民税課税状況をもとに決定する。

< 世帯の範囲 >

障害者：本人及び配偶者

障害児：申請者（保護者）及びその配偶者、並びに利用者の住民票上同一世帯の18歳以上の方

①在宅で生活する障害者

世帯の範囲	世帯の所得階層区分	利用者負担上限月額
本人及び配偶者	生活保護世帯	0円
	市町村民税非課税世帯	0円
	市町村民税課税世帯 所得割額（※）16万円未満	9,300円
	市町村民税課税世帯 所得割額（※）16万円以上	37,200円

※所得割とは…（宇治市税務課 HP より抜粋）

市民税・府民税は一律にかかる「均等割」と、所得に応じてかかる「所得割」の合計額からなります。

税額の算出方法

市民税・府民税は前年中の所得を基準として計算されますので、今年の市民税・府民税は前年1月～12月の所得金額が基準となります。

市民税・府民税の年税額＝均等割額＋所得割額

・均等割額…年額 5,600円（市民税 3,500円・府民税 2,100円）

・所得割額…（前年の所得金額－所得控除額）×税率－税額控除額

市民税・府民税のかからない方（宇治市税務課 HP より抜粋）

詳細	
均等割も所得割も かからない方	生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
	1月1日現在で、障害者、未成年者、ひとり親または寡婦に該当する方のうち、前年の合計所得金額が135万円以下の方
	前年中の合計所得金額が、次の額以下の方 - 扶養家族のいない方 45万円 - 扶養家族のいる方 35万円×（扶養親族数（配偶者を含む）+1）+31万円
	※課税標準額（所得金額－所得控除）≦0でも、合計所得金額が、上記の金額を超えると均等割（半額）のみが課税されます。
所得割の かからない方	前年中の総所得金額等の合計額が、次の額以下の方 - 扶養家族のいない方 45万円 - 扶養家族のいる方 35万円×（扶養親族数（配偶者を含む）+1）+42万円

※所得割額の算定にあたっては、「住宅借入金等特別税額控除」と「寄附金税額控除」による税額控除前の市町村民税所得割額で判定を行うこととする。また、平成24年に廃止された年少扶養控除および特定年少扶養控除上乗せ分については、控除があったものとみなして再計算を行う。（障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引きより抜粋）

②療養介護、施設入所支援を利用する20歳以上の障害者、および共同生活援助、宿泊型自立訓練を利用する障害者

世帯の範囲	世帯の所得階層区分	利用者負担上限月額
本人及び配偶者	生活保護世帯	0円
	市町村民税非課税世帯	0円
	市町村民税課税世帯	37,200円

③療養介護、施設入所支援を利用する２０歳未満の障害者

世帯の範囲	世帯の所得階層区分	利用者負担上限月額
本人及び本人が属する世帯の１８歳以上の者	生活保護世帯	０円
	市町村民税非課税世帯	０円
	市町村民税課税世帯 所得割額（※）２８万円未満	９，３００円
	市町村民税課税世帯 所得割額（※）２８万円以上	３７，２００円

④在宅で生活する障害児

世帯の範囲	世帯の所得階層区分	利用者負担上限月額
本人及び本人が属する世帯の１８歳以上の者	生活保護世帯	０円
	市町村民税非課税世帯	０円
	市町村民税課税世帯 所得割額（※）２８万円未満	４，６００円
	市町村民税課税世帯 所得割額（※）２８万円以上	３７，２００円

<特定のサービスにおける負担軽減策について>

療養介護、施設入所支援、共同生活援助の利用者については、下記の表のとおり、一定の軽減がなされる。

サービス種別	対象者	内容
療養介護	・２０歳以上の生活保護受給世帯に属する利用者 ・２０歳以上の市民税非課税世帯に属する利用者 ・２０歳未満の利用者	医療型個別減免 健康保険の内容や収入状況等に応じて医療費、食費について負担上限月額を設定。負担上限月額を超える部分について減免。

施設入所支援	・ 20 歳以上の生活保護受給世帯に属する利用者 ・ 20 歳以上の市民税非課税世帯に属する利用者 ・ 20 歳未満の利用者	補足給付 収入状況等に応じて、補足給付費（日額）を設定し、給付がなされる。
共同生活援助	・ 生活保護受給世帯に属する利用者 ・ 市民税非課税世帯に属する利用者	補足給付 家賃補助のために月額 10,000 円を、補足給付費として支給。

<高額障害福祉サービス等給付費について>

同一世帯に障害福祉サービス等を利用する者が複数いる場合等に、世帯の負担を軽減する観点から、償還払いの方式により、世帯における利用者負担を算定基準額までの軽減を図る。

○障害福祉サービス等

①障害者総合支援法に基づく 介護給付費等に係る利用者負担額 (介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費、特例訓練等給付費)
②介護保険の利用者負担額 (高額介護サービス費、高額介護予防サービス費により償還された費用を除く。また同一人が障害福祉サービスを併用している場合に限る。)
③補装具費に係る利用者負担額 (同一人が障害福祉サービスを併用している場合に限る。)
④児童福祉法に基づく 障害児通所給付費にかかる利用者負担額
⑤児童福祉法に基づく 障害児入所給付費にかかる利用者負担額

○算定基準額

世帯の所得階層区分	算定基準額
生活保護世帯および市町村民税非課税世帯	0 円
市町村民税課税世帯	37,200 円

※障害児についての特例あり。

II 地域活動支援センター事業、移動支援事業、日中一時支援事業の利用料について

上記の事業を利用した際は、上記事業の支援に要する費用（食費・光熱水費等の実費負担は除く）のに、利用者ごとに設定された利用者負担率を乗じて算定された金額を利用料として支払う必要がある。利用料は1か月ごとに算定される。

<利用者負担率の設定について>

利用者負担率は、下記の表のとおり、利用者の属する世帯の市町村民税課税状況をもとに決定する。

①地域活動支援センター事業

<世帯の範囲>

障害者：本人及び配偶者

障害児：申請者（保護者）及びその配偶者、並びに利用者の住民票上同一世帯の18歳以上の方

世帯の範囲	世帯の所得階層区分	利用者負担率
本人及び配偶者	生活保護世帯	0 %
	市町村民税非課税世帯	0 %
	市町村民税課税世帯	2. 5 %

ただし、地域活動支援センターⅢ型に該当する施設の利用については、利用料を免除できる。

②移動支援・日中一時支援

世帯の範囲	世帯の所得階層区分	利用者負担率
< 障害者 > 本人及び配偶者 < 障害児 > 本人及び本人が属する世帯の18歳以上の者	生活保護世帯	0 %
	市町村民税非課税世帯	0 %
	市町村民税課税世帯 所得割額（※）48,600円未満	< 障害者 > 2.5 % < 障害児 > 1.2 %
	市町村民税課税世帯 所得割額（※）48,600円以上、97,000円未満	4 %
	市町村民税課税世帯 所得割額（※）97,000円以上、169,000円未満	6 %
	市町村民税課税世帯 所得割額（※）169,000円以上、280,000円未満	8 %
	市町村民税課税世帯 所得割額（※）280,000円以上	10 %

※所得割額の算定にあたっての考え方は、障害福祉サービスの際と同様。

例1：移動支援（身体介護あり）で利用者負担率が6%の利用者が、日中の時間帯に3時間の支援を受けた場合。

$$8,557 \text{ 円（かかった費用）} \times 6 \% \text{（利用者負担率）} = 513 \text{ 円（自己負担額）}$$

例2：日中一時支援（障害支援区分5及び障害児区分6）で利用者負担率が4%の利用者が、3時間の支援を受けた場合。

$$3,300 \text{ 円（かかった費用）} \times 4 \% \text{（利用者負担率）} = 132 \text{ 円（自己負担額）}$$

③訪問入浴事業・地域活動支援センター

世帯の範囲	世帯の所得階層区分	利用者負担率
本人及び配偶者	生活保護世帯	0 %
	市町村民税非課税世帯	0 %
	市町村民税課税世帯	2. 5 % < 障害児 > 1. 2 %

その他 資料

各種手帳について・医療的ケア判定スコアについて

○各種手帳について（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/techou.html

○障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア

○医療的ケア児に係る報酬（児童発達支援及び放課後等デイサービス）の取扱い等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000763142.pdf>

ニーズ整理シート・サービス等利用計画・モニタリング報告書（京都府様式）

京都・記入の手引き

支援の基本的な考え方に基づくニーズ整理シート

利用者： _____ 記入者： _____

2

2. 利用者のストレングス(強み、できること、持っているもの等)

個人：●個人因子(魅力、性格、能力、経験など)を記入する。

環境：●環境因子(所有物、協力者、社会資源など)を記入する。

【「望み」に関するストレングスを記入】

●可能な限り多くのストレングスを確認した後に、取捨選択する。

●マイナス面を、リフレイン(視点を転換)するとプラス面になる。

例)我が強い→自分をもっている/依存傾向がある→人を頼れる
口うるさい母→心配してくれる母/持家無し→住む場所を選べる

記入順序にこだわる！

・「利用者が中心」となるよう、最初に利用者の望みを確認し記入する。

・現状から記入は NG！
支援者が気になる事が多くなり、支援者中心になりやすく、利用者の望みに制限をかける。

◇「望み」と「現状」の間にあるギャップを埋めるために「必要なこと」

ニーズを導くポイント！「一人暮らしをする」→「一人暮らししていない」→「一人暮らしを始める」では、全く何も整理されない為、望みを具体的にし、現状を無いものだけでなく、あるものにも注目する

ギャップを埋めるために
必要となること

1

1. 望み(本人の実現したい状況)

【望みを実現した状況】

●本人の言葉を根拠に状態を記入する。
本人の言葉や思いが具体的に実現した生活像を記入する。
例)×「おいしいものが食べたい」
○「時々外食して好きなものを食べたい」

●状況が分かるよう具体的に記入する。

例)×「一人暮らしをする」
○「実家の近くマンションで一人で暮らす」
など時期(いつ)、場所(どこで)、人(誰と)何を(対象)、どうする(方法)などを意識し記入する

●家族の意向、支援者の見立ても記入する。
ただし、本人の望みのように「〇〇したい」と記述せず、また(家族)等を明記する。

●この時点では実現の可否を判断をしない
ファンタジーはダメだが、宇宙旅行はありか…

●可能な限り理由や根拠を()書きする。
経験、憧れやモデル、きっかけの出来事など

●生活全体について記入する
生活の全体をとらえるため、①暮らし、②活動、③楽しみの3項目はを記入する。本人の望む生活の全体像が分かるように記入する。

3

3. 現状(望みに対する現在の状況)

【1つひとつの「望み」に対応する状況】

●現状から書き始めるのは絶対に避ける。

●「望み」に対して、何があり何がないのか
機会、スキル、過去の経験、協力、資源などを意識し、何があり、何がないかを記入する。
例)×「一人暮らしをしていない」
○「一人の外出経験はないが、自室で一人で過ごすことは可能」など

●現在の状況だけでなく、本人の言葉や思い、経験の有無、認識も記入する。

●1つの「望み」に複数の側面から記入

例)ハワイへ旅行する
→一緒に行く人がある(人的側面)
→旅費が足りない(費用的側面)

●マイナス面だけでなくプラス面も意識
例)英語は話せないがスマホの翻訳機能が使える。旅費(30万)に充てられる貯金が15万円ある。

4

4. ニーズ(必要なこと・もの)

【「望み」と「現状」の差を埋める為に、何が必要か】

●本人の感じているニーズを大切に。
本人も気づいていないニーズもあるため、家族や支援者の見立ても大切に()書きする。

●環境を整備する視点も大切に。
本人の変化や努力だけでなく、環境の変化や整備、活用なども考慮する。

●「すること」ではなく「得るもの」(結果)
例)マンションでの外泊を経験し一人暮らしの具体的なイメージを得る。
スマホ等で連絡ができるようになる。

●サービスの種類を限定しない。
サービス以外での支援も考える必要がある。
この段階ではサービスの利用を前提にしない。

●安全安心だけでなく豊かさにも注目する。

●不足やズレを確認する。
「2. 現状」+「3. ニーズ」=「1. 望み」となっているかを確認し、加筆や修正を行う。

【記入時の工夫】①「～したい」と画一的に記入せず、望み：「～する」「～している」「～になる」など、ニーズ：「～がある」「～得る」「～になる」など
②見立ては、誰の見立てかを()書きする(家族、支援者など)

利用者：_____ 記入者：_____

◇利用者のストレングス（強み、できること、持っているもの等）

個人：

環境：

◇「望み」と「現状」の間にあるギャップを埋めるために「必要なこと」

ポイント！
「1. ○○がある」→「2. ○○がない」
→「3. ○○を得る」では何も整理され
ない。望みに到達するために必要
なことを考える。

ギャップを埋めるために
必要となること

2. 現状（望みに対応する現在の状況）

3. ニーズ（必要なこと・もの）

1. 望み（本人の実現したい状況）

様式1-1

サービス等利用計画(案)・障害児支援利用計画(案)

利用者氏名(児童氏名)	障害程度区分	相談支援事業者名
障害福祉サービス受給者証番号	利用者負担上限額	計画作成担当者
地域相談支援受給者証番号	通所受給者証番号	
計画(案)作成日	モニタリング期間(開始年月)	利用者同意書名(自署又は押印)

利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)	【ニーズ整理シートの1.望みを反映】 ※ニーズ整理シートは「メモ」なので、正式書類として表記を工夫するなどして記入(転記でなく反映) ●将来的に実現を希望する生活に対する本人および家族の意向を記入する。本人と家族は意向が違っても考えられるため(母親など、本人の意向とは分けて記述する。) ●意向を記入するが、単なる願望(美味しいものが食べたい、お金を稼ごう等)ではなく、どのような生活を希望しているか、実現したい生活の状況(状況)を記述する。 ●ソーシャルワークは生活の全体を対象とするため、①暮らしのこと、②活動のこと、③楽しみをのこるを念で記述する。現状維持の場合は、現在と同じ〇〇をするでも良い。 ●作成後、本人および家族に説明をして同意を得るため、ここに書かれていることで深刻な状況や家族の(ネガティブな)思いに気付くような内容については記述に留意する。 ●相談支援事業所とサービス提供事業所は、本人の希望する生活を実現するために協力するため、京都府の様式では個別支援計画書とこの部分を共有する書式としている。
長期目標(1年後)	【ニーズ整理シートの1.望みを参考】 ※ニーズ整理シートの「望み」を参考に1年後、半年後の到達点を記入(転記でなく参考) ●上記した将来的に実現したい希望する生活をしっかりと見据え、途中の到達点として1年後に実現したい生活(生活の一部)、半年後に実現したい生活を記入する。 ●目標は、①楽しく、②具体的、③実現可能が基本。楽しくなければ「やらせる計画」、具体的にでなければニーズも評価も曖昧、実現可能でなければ続かない計画になる。
短期目標(半年後)	●目標は、達成が評価できるよう、〇〇を頑張るといった方向性やXXを努力するといった「すること」ではなく、結果として1年後・半年後に「達成した状態」を記述する。 ●すぐに達成できるもの(目標の引き延ばし)、簡単に達成できるもの(安易な目標設定)、過度に難しい目標(急ぎ過ぎ)は避ける。※評価の場面をイメージしてみる。
総合的な援助の方針	【希望する生活と目標を基に作成】 ●将来的に実現したい希望する生活、1年後・半年後に実現したい途中の到達点(長期・短期目標)を目指す支援者集団として合意して大切にする援助の基本方針を記入する。 ●利用者の状態像(意思決定の状況や経験の有無など)、環境因子(物理的環境や人的環境、支援者の連携など)も考慮して、希望する生活の実現を意図して記述する。

優先順位	本人のニーズ	支援目標	達成時期	福祉サービス等		ニーズ実現のための本人の役割	評価時期	その他留意事項
				種類・内容・量(頻度・時間)	提供事業所名(担当者・電話)			
1	【ニーズ整理シートの4.本人のニーズを参考】 ※ニーズ整理シートの「ニーズ」は数年後を想定しており、ここでは長期・短期目標に合わせたニーズを記入(転記でなく参考)	【左記のニーズを充足するための支援の目標と内容】	【ニーズの達成(充足)時期】	【ニーズごとに支援を担う重層等々の種類、内容、量】	【サビ事業所と担当者、連絡先】	【本人のニーズを充足するために本人がする活動と役割】	【ニーズ達成(充足)の途中経過を確認】	【ニーズの充足を目指す際に特に留意する事項】
2	●長期・短期目標に到達するために必要なもの・こと・状況を記入する。 ※ニーズ整理の仕方、考え方と同様	●「支援目標」とあるが、支援の意向やねらい、内容については左記のニーズの充足	●ニーズごとに達成時期を記入する。サビ事業所のサービスを使う場合、このタイミングでニーズの充足を評価する。	●福祉サービスだけでなく保健・医療等の他領域、近隣の関わりなどインフォーマルな支援も含めて記入する。	●事業所名、担当者、連絡先のほか、連絡方法や連絡の留意事項などあれば合わせてメモしておく。	●ニーズ充足のために、本人が何をどのようにするのかを具体的に記入する。 ※自分のすることが分かる(サービス)を利用する時間以外も含む	●ニーズの充足状況をどの程度の期間(期間)で確認するかを記入する。この間隔で、本人やサビ事業所等に途中経過を確認する。	●本人のニーズ、支援の内容と本人の活動、達成時期と評価時期に至るニーズ充足のプロセスにおいて特に留意する事項を記入する。
3	●個人因子(本人が〇〇になる、XXする)と環境因子(環境が〇〇になる、状況が整うなど)の間隔を記述する。	●個人・環境・関係に焦点をあてるというソーシャルワークの視点から、本人支援、環境整備、関係調整とを考慮して記述する。	●相談支援事業所として担う役割も含めて明記し、サービス提供事業所との連携を前提として記述する。 ※サビ事業所への指示、丸投げではなくケアマネジメントは機能しない。	●サービス(支援)の種類、支援内容、回数や時間数など、ニーズごとに支援の概要を記入する。 ※週間計画との整合性を考慮	●計画作成担当者以外が見ても分かるように記入する。	●本人の主体的な活動となるよう意思表示、意思決定の役割を大切にすること。	●通常は〇ヶ月など記入し、当初は短い間隔で確認する。	●状況の変化が予想される場合は、例えば「〇〇が生じた場合は本人を交え…」など条件や根拠を示して留意事項を記入しても良い。
4	※ニーズ整理シートの「望み」や本シート上記「希望する生活」と同じものを書かない。			●ここにも、相談支援事業所の関わり(支援)の内容、頻度など)を明記する。		●個人のストレングス(性格、得意なこと、できること)、環境のストレングス(所有物、協力者、資源の活用)をいかした活動を意図する。		
5	●課題(マイナス面)探し、課題解決だけに終始せず、プラス面の強化やストレングスの活用を考える。			●1つのニーズに対して複数の支援が関わる場合、もれのないように記入する。 ※種別が重複しないよう、行を分けて記入しても良い。		●支援者や家族が「させたい内容」になっていないかを注意して確認する。 ※本人の希望する生活、達成したい目標であればさせる活動になりにくい ⇒ 目標も再確認!		
6	●本人のニーズが全て満たされることで、目標を達成することができるかを吟味する。							

※利用計画として提出の際は、本様式中の「(案)」を二重線で抹消するとともに「利用者負担上限額」及び「提供事業所名」の各欄を記入してください。

サービス等利用計画（案・確定版）

京都府福祉支援事業 福祉・福祉研究 様式

利用者氏名(児童氏名)		障害支援区分		相談支援事業者名	
障害福祉サービス受給者証番号		利用者上服負担額		計画作成担当者	
計画作成日		モニタリング期間(開始年月)		利用者同意署名欄(自署又は押印)	

利用者及びその家族の 生活に対する意向 (希望する生活)		
	長期目標	
	短期目標	
総合的な援助の方針		

優先 順位	本人のニーズ	支援目標	達成 時期	福祉サービス等		ニーズ実現のための 本人の役割	評価 時期	その他留意事項
				種類・内容・量(頻度・時間)	提供事業者名 (担当者名・電話)			
1								
2								
3								
4								
5								
6								

市町村福祉支援事業 福祉・福祉研修 様式		サービス等利用計画【週間計画表】						
利用 者 氏 名		障 害 支 援 区 分		相談支援事業者名				
障害福祉サービス受給者証番号		利用者上服負担額		計画作成担当者				
計 画 作 成 日								
	月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00								
8:00								
10:00								
12:00								
14:00								
16:00								
18:00								
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								
4:00								
	サービス提供によって実現する生活の全体像							

(参考様式3-1)

モニタリング報告書

利用者氏名(児童氏名)		保護者氏名(児童の場合)	続柄()		相談支援事業者名	事業所番号()				
障害福祉サービス受給者証番号		障害支援区分		利用者負担上限月額		モニタリング担当者名				
計画作成日		モニタリング実施日			利用者同意欄 (押印又は署名)					
総合的な援助の方針				全体の状況						
優先 順位	支援目標	達成 時期	サービス提供状況 (事業者からの聞き取り)	本人の感想・ 満足度	支援目標の達成度 (ニーズの充足度)	今後の課題・ 解決方法	計画変更の必要性			その他留意事項
							サービス 提供の変更	サービス 量の変更	通関計画の 変更	
1							有・無	有・無	有・無	
2							有・無	有・無	有・無	
3							有・無	有・無	有・無	
4							有・無	有・無	有・無	
5							有・無	有・無	有・無	
6							有・無	有・無	有・無	

医療行為との関係について

医療行為は、医師、歯科医師、看護師等、医療資格者以外において行うことができない行為であり、これらに関する希望については、①訪問看護サービスの調整、②医療サービスと福祉サービスの適切な連携の確保、③在宅療養を支援する機器の活用、④家族の休息（レスパイト）の確保のためのサービスの調整等も踏まえ、個別具体的に検討する必要がある。

（参考）平成15年7月17日 医政発第0717001号 厚生労働省医政局長通知「ALS患者の在宅療養の支援について」 https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta6777&dataType=1

1 医療行為ではない行為

- ① 水銀体温計・電子体温計により腋下で体温を計測すること、及び耳式電子体温計により外耳道で体温を測定すること
- ② 自動血圧測定器により血圧を測定すること
- ③ 新生児以外の者であって入院治療の必要がないものに対して、動脈血酸素飽和度を測定するため、パルスオキシメータを装着すること
- ④ 軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること（汚物で汚れたガーゼの交換を含む。）

※ 切り傷、擦り傷、やけど等に対する応急手当を行うことを否定するものではない。

- ⑤ 対象者の状態が以下のア～ウのいずれの要件も満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これら免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを対象者又は家族に伝えている場合に、事前の対象者又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導のうえ、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助すること。具体的には、皮膚への軟膏の塗布（褥瘡の処置を除く。）、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服（舌下錠の使用も含む。）、肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること。

ア 対象者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること

イ 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による継続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと

ウ 内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと

⑥ 爪そのものに異常がなく、爪の周囲の皮膚にも化膿や炎症がなく、かつ、糖尿病等の疾患に伴う専門的な管理が必要でない場合に、その爪を爪切りで切ること及び爪ヤスリでやすりがけすること

⑦ 重度の歯周病等がない場合の日常的な口腔内の刷掃・清拭において、歯ブラシや綿棒又は巻き綿子などを用いて、歯、口腔粘膜、舌に付着している汚れを取り除き、清潔にすること

⑧ 耳垢を除去すること（耳垢塞栓の除去を除く。）

⑨ ストマ装置のパウチにたまった排せつ物を捨てること（肌に接着したパウチの取り替えについては、肌への接着面に皮膚保護機能を有するストマ装置の場合に限る。）

⑩ 自己導尿を補助するため、カテーテルの準備、体位の保持などを行うこと

⑪ 市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器（※）を用いて浣腸すること

※ 挿入部の長さが5から6センチメートル程度以内、グリセリン濃度50パーセント、成人用の場合で40グラム程度以下、6歳から12歳未満の小児用の場合で20グラム程度以下、1歳から6歳未満の幼児用の場合で10グラム程度以下の容量のもの

⑫ インスリンの投与の準備・片付け関係

(1) 在宅介護等の介護現場におけるインスリン注射の実施に当たって、あらかじめ医師から指示されたタイミングでの実施の声かけ、見守り、未使用の注射器等の患者への手渡し、使い終わった注射器の片付け(注射器の針を抜き、処分する行為を除く。)及び記録を行うこと。

(2) 在宅介護等の介護現場におけるインスリン注射の実施に当たって、患者が血糖測定及び血糖値の確認を行った後に、介護職員が、当該血糖値があらかじめ医師から指示されたインスリン注射を実施する血糖値の範囲と合致しているかを確認すること。

(3) 在宅介護等の介護現場におけるインスリン注射の実施に当たって、患者が準備したインスリン注射器の目盛りが、あらかじめ医師から指示されたインスリンの単位数と合っているかを読み取ること。

患者への持続血糖測定器のセンサーの貼付や当該測定器の測定値の読み取りといった、血糖値の確認を行うこと。

⑬ 皮膚に発赤等がなく、身体へのテープの貼付に当たって専門的な管理を必

要としない患者について、既に患者の身体に留置されている経鼻胃管栄養チューブを留めているテープが外れた場合や、汚染した場合に、あらかじめ明示された貼付位置に再度貼付を行うこと。

⑭ 経管栄養の準備(栄養等を注入する行為を除く。)及び片付け(栄養等の注入を停止する行為を除く。)を行うこと。なお、以下のア～ウについては医師又は看護職員が行うこと。

ア 鼻からの経管栄養の場合に、既に留置されている栄養チューブが胃に挿入されているかを確認すること。

イ 胃ろう・腸ろうによる経管栄養の場合に、び爛や肉芽など胃ろう・腸ろうの状態に問題がないことを確認すること。

ウ 胃・腸の内容物をチューブから注射器でひいて、性状と量から胃や腸の状態を確認し、注入内容と量を予定通りとするかどうかを判断すること。

⑮ 吸引器に溜まった汚水の廃棄や吸引器に入れる水の補充、吸引チューブ内を洗浄する目的で使用する水の補充を行うこと。

⑯ 在宅酸素療法を実施しており、患者が援助を必要としている場合であって、患者が酸素マスクや経鼻カニューレを装着していない状況下における、あらかじめ医師から指示された酸素流量の設定、酸素を流入していない状況下における、酸素マスクや経鼻カニューレの装着等の準備や、酸素離脱後の片付けを行うこと。ただし、酸素吸入の開始(流入が開始している酸素マスクや経鼻カニューレの装着を含む。)や停止(吸入中の酸素マスクや経鼻カニューレの除去を含む。)は医師、看護職員又は患者本人が行うこと。

⑰ 在宅酸素療法を実施するに当たって、酸素供給装置の加湿瓶の蒸留水を交換する、機器の拭き取りを行う等の機械の使用に係る環境の整備を行うこと。

⑱ 在宅人工呼吸器を使用している患者の体位変換を行う場合に、医師又は看護職員の立会いの下で、人工呼吸器の位置の変更を行うこと。

⑲ 膀胱留置カテーテルの蓄尿バックからの尿廃棄(DIB キャップの開閉を含む。)を行うこと。

⑳ 膀胱留置カテーテルの蓄尿バックの尿量及び尿の色の確認を行うこと。

㉑ 膀胱留置カテーテル等に接続されているチューブを留めているテープが外れた場合に、あらかじめ明示された貼付位置に再度貼付を行うこと。

㉒ 専門的管理が必要無いことを医師又は看護職員が確認した場合のみ、膀胱留置カテーテルを挿入している患者の陰部洗浄を行うこと。

㉓ 患者の状態が以下の3条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができる

ことを本人又は家族等に伝えている場合に、事前の本人又は家族等の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助すること。具体的には、水虫や爪白癬に患った爪への軟膏又は外用液の塗布(褥瘡の処置を除く。)、吸入薬の吸入及び分包された液剤の内服を介助すること。

- (1) 患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること
- (2) 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による継続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと
- (3) 内容役については誤嚥の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと
- ⑳ 食事(とろみ食を含む。)の介助を行うこと。
- ㉑ 有床義歯(入れ歯)の着脱及び洗浄を行うこと。

2 医療行為であるが、一定の研修を受けた介護職員等が行える行為

平成24年4月から、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、一定の条件の下でたんの吸引及び経管栄養の行為等を実施できるようになった(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)による)。

(1) 実施できる行為(特定行為)

ア 喀痰吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部) イ 経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)

(2) 実施できる介護職員等(認定特定行為業務従事者)

ア 介護福祉士(平成29年1月以降の国家試験合格者であって実地研修を修了し、修了した喀痰吸引等行為の記載された登録証を交付された者等)

イ 介護職員等であって、一定の研修(介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修)を修了し、都道府県知事から「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けている者

- ・一号研修(不特定多数の利用者を対象とした、全ての特定行為が実施可能)
- ・二号研修(不特定多数の利用者を対象とした、一部の特定行為のみ実施可能)
- ・三号研修(特定の利用者を対象とした、必要な特定行為のみ実施可能)

※なお、上記研修については、京都府介護・地域福祉課が問合せ先となります。

(3) 実施にあたっての手続

認定特定行為業務従事者が所属する事業所等が「登録喀痰吸引等事業者(登録

特定行為事業者)」として都道府県知事から登録を受けていることが必要となる

(参考) 平成17年7月26日 医政発第0726005号 厚生労働省医政局長通知「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)」

<https://www.mhlw.go.jp/stf2/shingi2/2r9852000000g3ig-att/2r9852000000iiut.pdf>

その2(医政発1201第4号)令和4年12月1日

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc7179&dataType=1&pageNo=1

宇治市障害者等移動支援事業「利用マニュアル」(R6.4.1)

宇治市障害者等移動支援事業 事業概要

1 目的

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活、社会参加及び通学支援を促すことを目的に事業を実施します。

2 実施内容

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出について、移動を支援します。

3 実施方法

申請により利用者証を交付された方が、宇治市の登録事業者と契約し、利用上限時間の範囲で、個別支援はヘルパー1人につき利用者1人、グループ支援はヘルパー1人につき利用者2人での支援が受けられます。

4 利用対象者

外出時に移動の支援が必要な人(次の①②③)が対象です。

①車いすを常用している肢体障害児・者(電動車いすを含む)

②知的障害児・者

③精神障害児・者

グループ支援は、②③の対象者に対して、支援が安全に行える範囲(障害の状態や行先等を考慮)で利用できます。

5 利用者負担

利用者証に記載された負担率により自己負担をしていただきます。グループ支援は個別支援の7割の負担になります。

6 移動支援事業を利用できる場合、できない場合…別紙1、別紙2参照

＜次のような場合は、利用できません＞

- 通勤には利用できません。
- 個別支援はヘルパー1人で利用者1人、グループ支援はヘルパー1人で利用者2人の支援を行います。人数を超えての支援はできません。
- 原則、車での移動はできません。
※ヘルパーが運転する車での移動はできません。(運転手と別にヘルパーが同乗であれば可)
基本的な乗り物は「電車、タクシー、路線バス」など、公共交通機関をご利用ください。
- 送迎目的の利用はできません。
※送迎サービスがある通所事業所の場合は、移動支援ではなく、送迎サービスを利用してください。(別紙2を参照)
- 定期的な通院には利用できません。
- 宿泊を伴う利用はできません。 ※行き帰りのみの利用は可能です。(別紙1 Q7・8参照)
- 「重度訪問介護(移動介護)」「行動援護」「同行援護」のサービスが優先です。
- 他のサービスと時間帯が重なる利用はできません。

宇治市障害者等移動支援事業 利用できる場合、できない場合 Q&A

- Q1 保護者が同行しての外出は利用できますか？
A1 利用できません。保護者が移動の支援を行えるためです。ただし、幼い兄弟も一緒に外出する時などに保護者の世話が本人まで手が回らない等の場合は利用できます。
- Q2 幼児は利用できますか？
A2 利用できません。障害の有無に関わらず、幼児が余暇活動のために一人で外出することを想定しないためです。ただし、幼児・保護者の状況によっては利用出来ます。(QA1 の場合・幼児に多動性や他害行為がある等保護者での対応が難しい場合・保護者の疾病等)
- Q3 歩行器」を利用している人は利用できますか？
A3 利用できません。ただし、歩行器を利用している人が「療育手帳」を持っておられる場合は利用できます。
- Q4 利用者とヘルパーがそれぞれ自転車を利用して支援を受けることはできますか？
A4 利用できません。危険時の対応が難しいためです。
- Q5 同一日に、「移動支援」に続けて、「日中一時支援」を利用できますか？
A5 利用できません。ただし、「日中一時支援事業所」と「移動支援事業所」が別法人で、途中に目的地（買い物など）があれば可能です。
- Q6 利用者本人が運転している最中に、利用できますか？
A6 利用できません。運転中は、移動支援にはなりません。なお、遠方で移動支援を利用したいときは、現地でヘルパー（宇治市の事業者登録が必要）と待ち合わせて利用することは可能です。
- Q7 宿泊を伴う旅行には、利用できますか？
A7 利用できません。ただし、行き帰りのみの利用は可能です。(Q8 参照)
- Q8 他府県へ行くときに、利用はできますか？
A8 利用できます。他府県までの行き帰りの利用や、他府県で待ち合わせをして現地で利用ができます。ただし、宇治市の事業者登録が必要ですので、事業者へは、事前に本人から利用希望を伝え、登録手続きをしていただく必要があります。
移動支援の利用時間数となるのは利用者が支援を受けている日中の移動時間のみとなります。
- Q9 トレーニングジム等で、機器の操作をヘルパーに頼めますか？

- A9 簡単な操作であれば可能です。(例えば、鍵の開け閉め、券売機のボタン押しなど)
ただし、操作の結果、機器が故障した際の責任のこともあり、事業所とは十分に相談が必要です。
- Q10 移動支援を利用する予定が、体調不良で予定を変更し、自宅で支援を受けることはできますか？
- A10 できません。
(外出する前に体調不良になり、外出できない場合)
- ・移動支援は中止となります。
 - ・移動支援では、外出準備の支援以外に、自宅での支援は受けられません。(居宅介護を受けた場合は、移動支援とは別に支給決定の手続きが必要です)
 - ・すでに外出準備の支援を始めていた場合は、その時間だけが利用時間になります。
- (行き先を屋内施設に変更したい場合)
- ・図書館や美術館、デパートなどに外出場所を変更することは可能です。
 - ・行き先を日中一時支援に変え、その行き帰りに利用することはできません。日中一時支援への行き帰りは送迎サービスを利用してください。(Q4 参照)
- Q11 介護保険対象者は利用できますか？
- A11 移動支援の対象者の条件にあてはまる人は利用できます。ただし、通院などは、介護保険の「通院等介助」が優先されます。
- Q12 ヘルパーが自宅へ迎えに来てもらうのにかかった交通費を利用者に請求されませんか？
- A12 ヘルパーがご自宅に迎えに来るための交通費は、制度上伴いませんが、事業所との契約内容によっては、利用者に請求される場合もありますので、詳しくは各事業所にご確認ください。
- Q13 移動支援を利用するために障害支援区分の認定調査を受ける必要がありますか？
- A13 必要ありません。
- Q14 施設入所者は利用できますか？
- A14 利用できます。ただし、ヘルパーが運転する車での送迎はできません。運転手とは別にヘルパーが同乗していれば可能です。
- Q15 入所施設を外泊し自宅に帰っている場合は利用できますか？
- A15 利用できます。ただし、入所施設から自宅への送迎目的では利用できません。帰宅途中に目的地(買い物など)があれば利用可能です。

《移動支援における通学支援について》

※対象者… 家族等の就労や疾病等により通学時の介助者がいない方。

移動支援とは別に申請が必要です(Q16 参照)。

Q16 通学支援を受けたいのですが、申請書類は何が必要ですか？

A16 「申請書」と「同意書（既に日中一時支援・移動支援の利用者証を持っておられる場合、同意書は不要）」と「ご家族全員分の勤務証明書」が必要です。

Q17 入院と退院後の療養のため、通学時の送迎ができません。提出書類はありますか？

A17 「申請書」と「同意書」と、「入院・通院が分かる診断書等」を提出してください。ただし、診断書等がない場合は、ご相談ください。

Q18 産前産後の療養のため、通学時の送迎ができません。通学支援は利用できますか？

A18 利用できます。「申請書」と「同意書」と、「出産予定日が分かるもの（母子手帳の写し等）」を提出してください。（利用期間については要相談）

Q19 通学支援は何時間利用できますか？

A19 通常の移動支援（社会参加分）とは別に、原則月22時間を上限として利用していただけます。

Q20 移動支援（社会参加分）の時間数が余っているのですが、通学支援にまわすことはできますか？

A20 できません。通学支援は原則月22時間が上限となっております。

Q21 通学支援は事業所の車で送迎してもらえるのですか？

A21 運転手とは別にヘルパーが同乗していれば可能です。ヘルパーが運転する車での送迎はできません。

Q22 現在は就労していませんが、通学支援が利用できるなら職を探して働こうと思っています。求職中でも利用できますか？

A22 求職中は利用できません。就職後に勤務証明書を提出された時点から利用していただけます。

Q23 支援学校ではなく、小中学校に行っているのですが、通学支援は利用できますか？

A23 利用できます。保護者から学校に対し、通学支援を利用したい旨、申し出てください。

Q24 通学バスを利用している場合、通学バスのバス停までは利用できますか？

A24 利用できます。

《移動支援におけるグループ支援(1対2)について》

Q25 グループ支援を利用したいのですが、条件がありますか？

A25 宇治市移動支援の利用決定を受けている障害児・者で、支援が安全に行える範囲（障害の状態や行き先等を考慮）で利用できます。

Q26 グループ支援の利用できる事業所はどこですか？

A26 グループ支援の利用できる事業所をご案内しますので、宇治市障害福祉課にお問い合わせください。

Q27 車いすを常用しているのですが、グループ支援は利用できますか？

A27 利用できません。車いすを押して移動支援を行う場合は、1対1の個別支援になるためです。

Q28 通学支援でもグループ支援は利用できますか？

A28 通学支援の月利用可能(決定)時間を上限として、利用できます。

Q29 グループ支援は事業所の車で送迎してもらえるのですか？

A29 事業所の車で送迎する場合は、運転手以外にヘルパーが同乗していれば可能です。

(原則、車での移動中は算定されません。ただし、移動中に利用者に対して支援が必要な場合は、運転手以外にヘルパーが同乗し、支援を行えば算定されます。)

Q30 利用人数は何人まで利用できますか？

A30 ヘルパー1人で利用者2人まで利用できます。

Q31 利用者3人または4人での利用できますか？

A31 利用できません。ただし、ヘルパーが2人いれば、1対2と1対1などの組み合わせで利用できます。

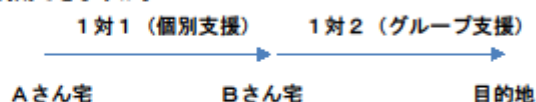
Q32 同一事業所で他市の利用者と一緒にグループ支援を利用することは可能ですか？

A32 グループ支援の実施市町村の利用者同士であれば、1対2の場合に利用できます。なお、宇治市の利用者の利用者負担額は、グループ支援の額(Q33参照)になります。

Q33 利用者負担額はどのようになりますか？

A33 課税世帯の場合、個別支援の7割の負担になります。

Q34 自宅（出発点）が異なる利用者Aさんと利用者Bさんのグループ支援をする際、先にAさん宅を個別支援で出発し、Aさんとヘルパーと一緒にBさん宅に向かい、Bさん自宅からグループ支援を利用できますか。



A34 利用できます。

A34（サービス事業者の方へ）その場合のサービス費用の算定は、個別支援とグループ支援は別々に算定しますので、それぞれ20分以上になる場合は算定単位表により算定してください。（提供時間が20分未満は算定できません。）

（例1）グループ支援10分、個別支援25分の支援をした場合、グループ支援は20分未満のため算定できません。また、個別支援は「30分以内」の算定単位を用います。

（例2）グループ支援30分、個別支援1時間で合計1時間30分の支援をした場合、グループ支援は「30分以内」、個別支援は「1時間以内」として、別々の算定単位を用います。開始加算については、グループ支援0.5H、個別支援1Hの算定になります。

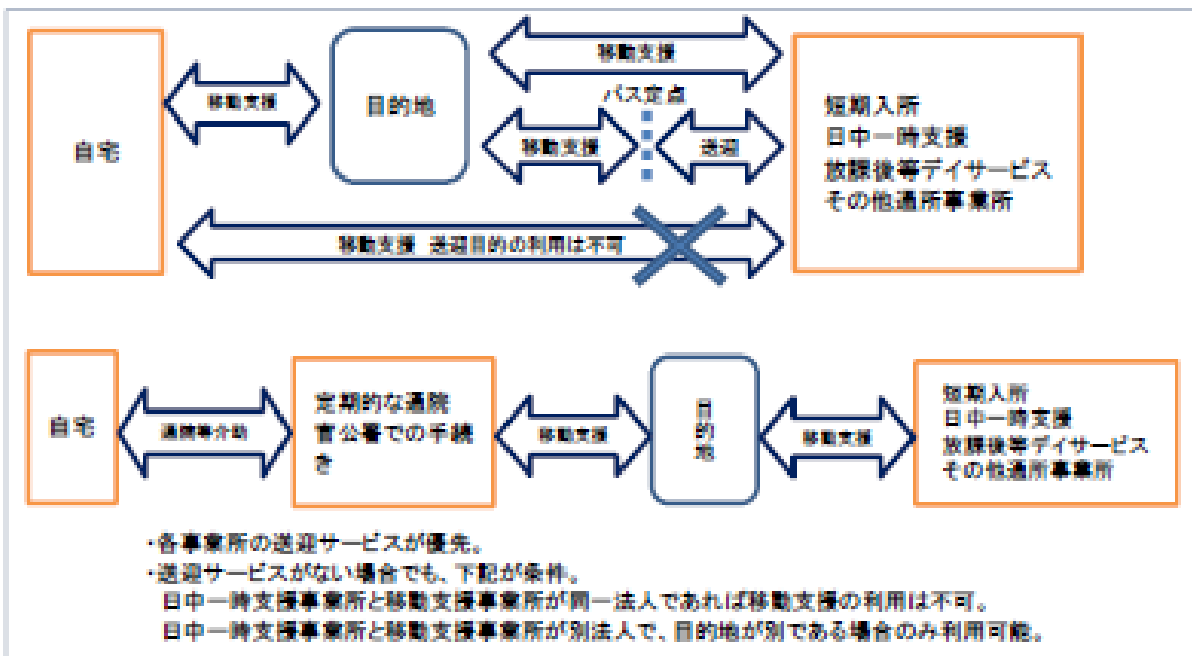
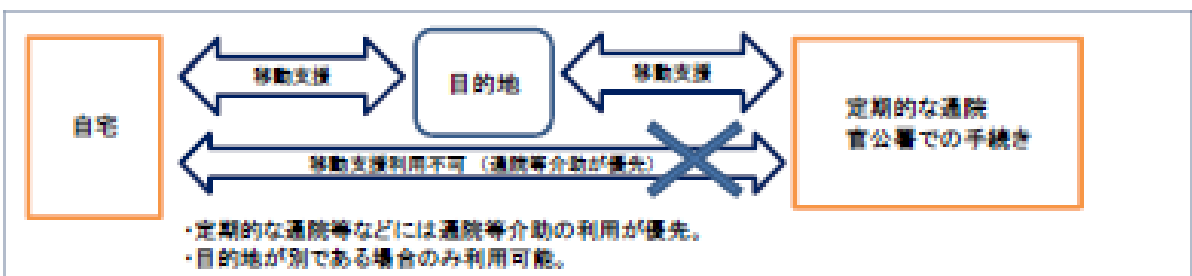
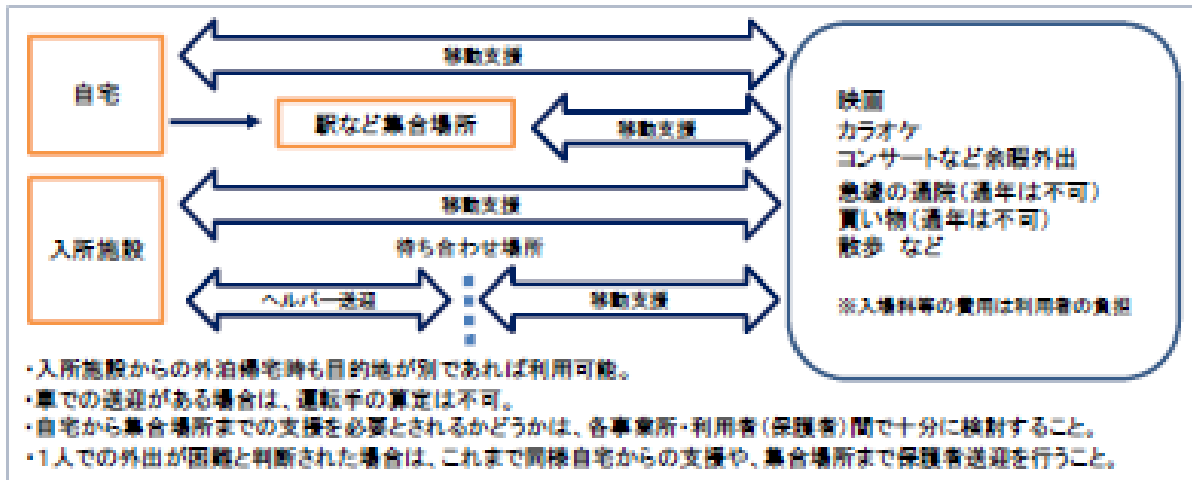
（例3）個別支援30分、グループ支援3時間で合計3時間30分支援した場合、個別支援は「30分以内」、グループ支援は「3時間以内」として別々の算定単位を用います。ただし、開始加算については、提供開始から連続して個別支援とグループ支援が行われているため、最大で1.5Hまでしか算定できませんので、この場合は個別支援0.5H、グループ支援1Hの算定になります。

利用に際して、不明な点等ございましたら、障害福祉課福祉サービス係までお問い合わせください。

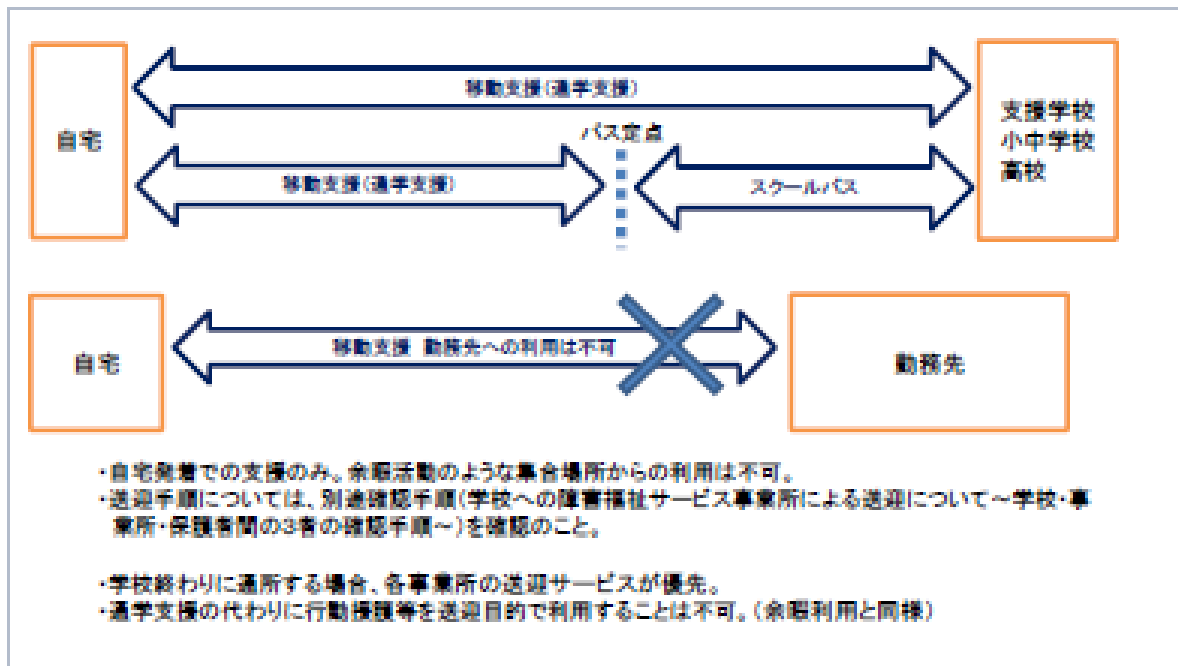
移動支援事業の利用できる場合、できない場合

別紙2

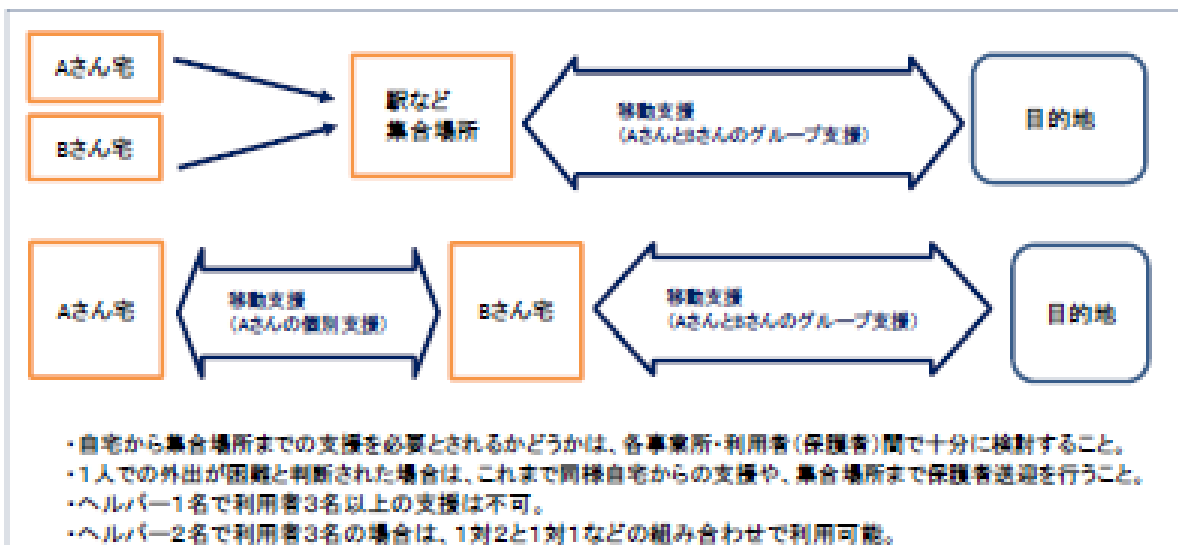
金銭利用 ※通年かつ継続しての利用は不可。



通学支援 ※通学支援対象者のみ、原則月22時間の上限内で毎日の利用も可能



グループ支援 ※ヘルパー1名・利用者2名の支援



宇治市障害者等日中一時支援事業「利用マニュアル」(R5.7.1)

宇治市障害者等日中一時支援事業 事業概要

1 目的

在宅の障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に事業を実施します。

2 実施内容

日中一時支援事業を実施することにより、日中、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練及びその他の支援を行います。

ただし、送迎の有無、食事・入浴の有無（費用は自己負担）については、事業所により異なります。

3 実施方法

申請により利用者証を交付された方が、宇治市の登録事業者と契約し、利用上限時間の範囲で、宿泊を伴わない日中の支援を行います。

4 利用対象者

一時的に見守り等の支援が必要と認められる次の①～③の人。

① 知的障害者 ② 精神障害者 ③ 障害児

5 利用者負担

利用者証に記載された負担率により自己負担をしていただきます。

<次のような場合は、利用できません>

● 外出支援はできません。

日中一時支援は、事業所内での支援です。ただし、個々の障害の状態により、屋内での支援が困難となり一時的に屋外で見守りとなった場合は除きます。

● 宿泊を伴う支援はできません。

● 他のサービスと報酬が重なる利用はできません。

● 送迎については、別紙2参照。

宇治市障害者等日中一時支援事業
利用できる場合、できない場合 Q&A

別紙1

Q1 同じ日に、「移動支援」を利用した後に、続けて「日中一時支援」を利用できますか？

A1 連続して利用はできません。一旦帰宅した場合は利用できます。ただし、「日中一時支援事業所」と「移動支援事業所」が別法人であれば連続して利用が可能です。

Q2 「日中一時支援事業所」から「他の通所施設」へは、「日中一時支援」の送迎を利用できますか？

A2 利用できます。ただし、他の通所施設(※)の送迎を優先に利用してください。(別紙2事例②参照)
※他の通所施設とは、生活介護、就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、放課後等デイサービスのことです。

Q3 「他の通所施設の送迎バスの定点」から「日中一時支援事業所」へは、「日中一時支援」の送迎を利用できますか？

A3 利用できます。(別紙2事例⑤参照)

Q4 「日中一時支援事業所」から「短期入所事業所」へは、「日中一時支援」の送迎を利用できますか？

A4 利用できます。ただし、「短期入所事業所」の送迎を優先に利用してください。(別紙2事例③④参照)

Q5 夕方から「短期入所」を利用し、その翌日、「短期入所事業所」から出た後に、「日中一時支援」を利用することはできますか？

A5 翌日に「短期入所事業所」で、昼食の提供があった場合は「日中一時支援」を利用できません(短期入所のサービスと重複する利用はできないためです)。
昼食の提供がなかった場合は、「日中一時支援」を利用できます。

Q6 Q5で昼食の提供がなかった場合、「短期入所事業所」を出てすぐに「日中一時支援」を利用する場合に、「日中一時支援」の送迎を利用できますか？

A6 利用できます。ただし、「短期入所事業所」の送迎を優先に利用してください。(別紙2事例③④参照)

Q7 グループホームに入居している人が日中一時支援を利用できますか？

A7 利用できません。

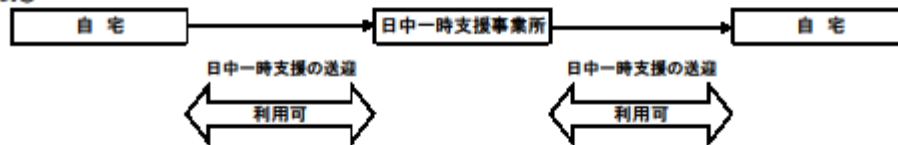
Q8 自宅ではなく最寄りの駅やバス停から「日中一時支援事業所」へは、「日中一時支援」の送迎を利用できますか？

A8 利用できます。

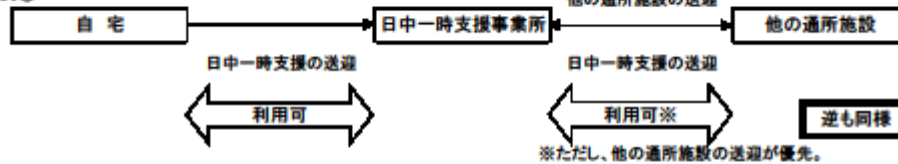
日中一時支援事業での送迎について

※送迎のためだけの利用はできません。①～⑦のいずれも1時間以上事業所に滞在が必要です。

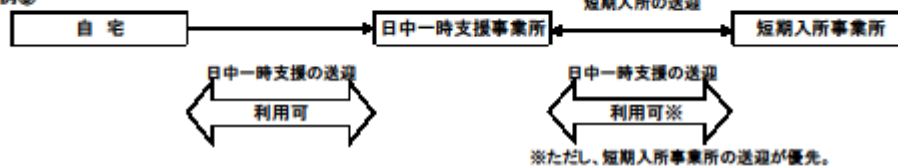
事例①



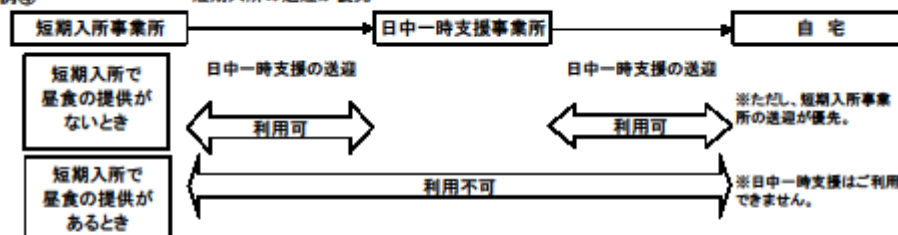
事例②



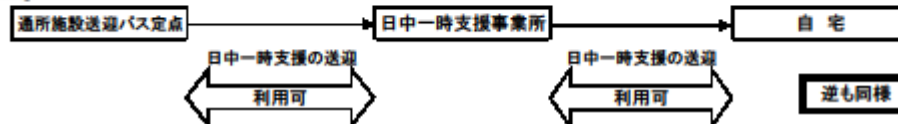
事例③



事例④

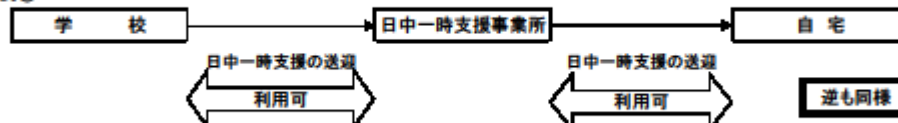


事例⑤

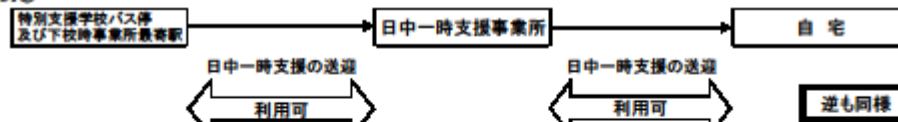


----- <以下は、児童> -----

事例⑥



事例⑦



※「自宅」には、最寄りの駅やバス停を含みます。

宇治市身体障害者訪問入浴サービス事業について

令和7年4月1日

☆利用できる方

訪問入浴サービスを利用することが出来る方は、市内に居住する10歳以上の、身体障害者手帳の1級または2級に該当する重度の身体障害者で、次の各号の(1)～(3)のすべてに該当する方です。

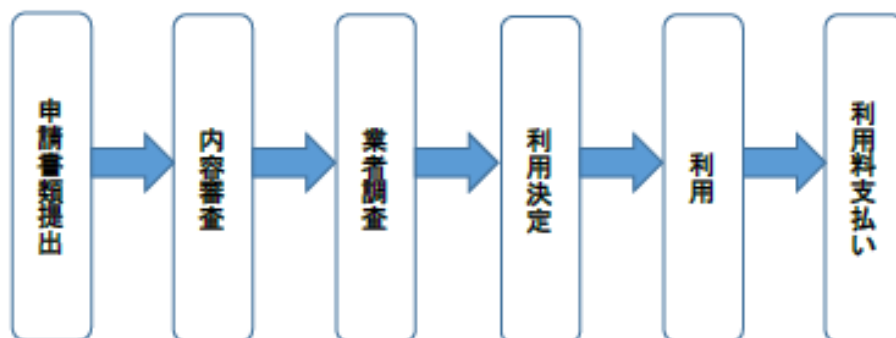
- (1) 居宅等において、家族等の介助だけでは入浴が困難な者
- (2) 医師が入浴可能と認めた者
- (3) 介護している家族等の立会いが可能な者

☆利用方法

利用希望者は、宇治市役所障害福祉課に次の(1)～(4)の書類を添えて申請してください。

- (1) 身体障害者訪問入浴サービス利用申請書
- (2) 健康診断書
- (3) 誓約書
- (4) 同意書

☆利用までの流れ



☆利用の停止・廃止

次のいずれかに該当するときは、身体障害者訪問入浴サービス停止・廃止通知書により利用者に通知します。

- (1) 訪問入浴サービスの必要がなくなったとき
- (2) 訪問入浴サービスに必要な協力が得られないとき
- (3) 実施機関が入浴を困難と判断したとき
- (4) その他市長が訪問入浴サービスの利用を困難と判断したとき

☆こんなときは届け出てください

- (1) 住所や氏名を変更したとき
- (2) 利用者負担率を変更したとき
- (3) 訪問入浴サービスを利用する必要が無くなったとき

☆利用料金について

世帯区分	利用者負担率
生活保護	0%
非課税世帯	0%
課税世帯	1.2% (児童) 2.5% (大人)

1 回の入浴にかかる費用	13,191円
利用者負担 (例: 2.5%)	329円
宇治市負担	12,862円

利用は週1回 (月に4回、5週目のある月は5回)

年度内で52回まで上記負担額で利用できます。(53回以降は実費負担になります)

☆お申込み・お問い合わせ先

宇治市役所 障害福祉課 福祉サービス係

〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地

電話 0774-22-3141 (代表) FAX 0774-22-7117

宇治市障害者等日常生活用具給付等事業対象用具

令和6年8月1日改正

別表（第2条関係）

区分	種目	価格(税込)	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
介護・訓練支援用具	●特殊寝台	154,000 円	下肢障害 2 級以上または体幹機能障害 2 級以上の者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8 年	学齢児以上
	●特殊マット	19,600 円	下肢障害 1 級(3 歳以上 18 歳未満は 2 級以上)または体幹機能障害 1 級(3 歳以上 18 歳未満は 2 級以上)の者 重度または最重度の知的障害児・者	褥瘡の防止または失禁等による汚染もしくは損耗を防止できる機能を有するもの	5 年	3 歳以上
	●特殊尿器	67,000 円	下肢障害 1 級または体幹機能障害 1 級の者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者または介護者が容易に使用し得るもの	5 年	学齢児以上
	入浴担架	82,400 円	下肢障害 2 級以上または体幹機能障害 2 級以上の者	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5 年	3 歳以上
	●体位変換器	15,000 円	下肢障害 2 級以上または体幹機能障害 2 級以上の者	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5 年	学齢児以上
	●移動用リフト	159,000 円	下肢障害 2 級以上または体幹機能障害 2 級以上の者	介護者が障害者を移動させるにあたって、容易かつ安全に操作し得るものただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものおよび階段昇降機を除く	4 年	3 歳以上
	訓練いす	33,100 円	下肢障害 2 級以上または体幹機能障害 2 級以上の者	原則として付属のテーブルをつけるものとする	5 年	3 歳以上 18 歳未満

	訓練用ベッド	159,200 円	下肢障害 2 級以上または体幹機能障害 2 級以上の者	腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの	8 年	学齢期以上 18 歳未満
自立生活支援用具	●入浴補助用具	90,000 円 以内	下肢または体幹機能障害児・者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者または介助者が容易に使用し得るもの ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く ※用具の種類が異なれば、過去 8 年間で合計 90,000 円を上限とし、複数回申請可	8 年	3 歳以上
	●便器	4,450 円 ※手すりを付ける場合は、5,400 円を加算	下肢障害 2 級以上または体幹機能障害 2 級以上の者	障害者が容易に使用し得るもの ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く	8 年	学齢児以上
区分	種目	価格(税込)	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
自立生活支	◆歩行補助つえ	3,150 円	平衡または下肢もしくは体幹機能障害、内部障害児・者	障害者が容易に使用し得るもの	3 年	年齢制限なし

	●移動・移乗支援用具	60,000 円 以内	平衡または下肢もしくは体幹機能障害児・者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障害者の身体機能の状態を十分に踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具 ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く ※用具の種類が異なれば、過去 8 年間で合計 60,000 円を上限とし、複数回申請可	8 年	3 歳以上
	◆頭部保護帽	15,656 円	平衡または肢体不自由障害児・者で、頻繁に転倒する者 知的障害児・者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 精神障害児・者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3 年	年齢制限なし
	特殊便器	151,200 円	上肢障害 2 級以上の者 重度または最重度の知的障害児・者	温水、温風を出すことができ、障害者が容易に使用し得るもの ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	8 年	学齢児以上
	火災警報器	15,500 円	身体障害 2 級以上の者 ☆ 重度または最重度の知的障害児・者 ☆ 精神障害 1 級の者 ☆	室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8 年	年齢制限なし

			☆ いずれも火災発生の感知および避難が困難な障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯	※ 基準額の範囲で 3 台まで給付可		
	自動消火器	28,700 円	身体障害 2 級以上の者 ☆ 重度または最重度の知的障害児・者 ☆ 精神障害 1 級の者 ☆ ☆ いずれも火災発生の感知および避難が困難な障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8 年	年齢制限なし
	電磁調理器	23,000 円	視覚障害 2 級以上の者 ☆ 重度または最重度の知的障害者 ☆ ☆ いずれも視覚障害者または知的障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯	障害者が容易に使用し得るもの	6 年	18 歳以上
区分	種目	価格(税込)	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
自立生活支援用具	◆歩行時間延長信号機用小型送信機	12,000 円	視覚障害 2 級以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10 年	学齢児以上
	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400 円 以内	聴覚障害 2 級の者	音・音声等を、視覚・触覚等により知覚できるもの (サウンドマスター、聴覚障害者用目覚まし時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む) ※用途が異なれば、過去 10 年間で合計 87,400 円を上限とし、複数回申請可	10 年	18 歳以上
在宅療	◆透析液加温器	51,500 円	じん臓機能障害 3 級以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5 年	3 歳以上

	ネブライザー(吸入器)	36,000 円 ※電気式たん吸引器との両用器は、 78,100 円	呼吸器機能障害 3 級以上の者、または同程度の身体障害で医師の意見書により必要が認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	5 年	年齢制限なし
	電気式たん吸引器	56,400 円 ※ネブライザーとの両用器は、 78,100 円	呼吸器機能障害 3 級以上の者、または同程度の身体障害で医師の意見書により必要が認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	5 年	年齢制限なし
	酸素ボンベ運搬車	17,000 円	呼吸器機能障害者で医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	10 年	18 歳以上
	視覚障害者用体温計(音声式)	9,000 円	視覚障害 2 級以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5 年	学齢児以上
	視覚障害者用体重計	18,000 円	視覚障害 2 級以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5 年	18 歳以上
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	157,500 円	呼吸器機能障害 3 級以上の者または心臓機能障害 3 級以上の者もしくは同程度の身体障害で、医療保険における在宅酸素療法を行う者または人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	5 年	年齢制限なし
情報・意思疎通支援用具	◆情報・通信支援用具	100,000 円	視覚障害 2 級以上または上肢障害 2 級以上の者	コンピューターを操作するために必要となる周辺機器やアプリケーションソフト等	6 年	学齢児以上
	点字ディスプレイ	383,500 円	視覚障害 2 級以上の者で、点字を習得しており必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6 年	学齢児以上
	◆点字器	10,712 円	視覚障害児・者で、点字を習得している者	点字を打つための用具で、視覚障害者が容易に使用し得るもの(点筆を含む)	7 年	学齢児以上

	点字タイプ ライター	63,100 円	視覚障害 2 級以上で、就労もしくは就学しているか、または就労が見込まれる者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5 年	学齢児以上
区分	種目	価格(税込)	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
情報・意思疎通支援用具	◆視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機 85,000 円 再生専用機 48,000 円	視覚障害 2 級以上の者	音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、DAISY 方式による録音(録音再生機のみ)並びに再生ができるもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6 年	学齢児以上
	◆視覚障害者用活字文書読み上げ装置	99,800 円	視覚障害 2 級以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6 年	学齢児以上
	◆視覚障害者用拡大読書器	198,000 円	視覚障害児・者で、本装置により文字等を理解することが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8 年	学齢児以上
	◆視覚障害者用時計	13,300 円	視覚障害 2 級以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5 年	学齢児以上
	聴覚障害者用通信装置	35,000 円	聴覚障害または発声・発語に著しい障害があり必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用し得るもの	5 年	学齢児以上

	◆聴覚障害者用情報受信装置	88,900 円	聴覚障害児・者で、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕および手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕および手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	6 年	学齢児以上
	◆携帯用会話補助装置	98,800 円	音声・言語機能障害児・者、または肢体不自由児・者で発声・発語に著しい障害を有する者	携帯式で、言葉を音声または文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	5 年	学齢児以上
	◆人工喉頭	72,200 円	音声・言語機能障害児・者で、喉頭を摘出した者	喉頭摘出した音声機能障害者が容易に使用し得るもので、音源を口腔内に導き構音化するもの	5 年	年齢制限なし
	◆埋込型人工喉頭用人工鼻	23,760 円	喉頭を摘出した音声・言語機能障害児・者であって、常時埋込型の人工喉頭を使用している者	声帯の代わりとなり、発声が可能となる機器であり、障害者が容易に使用し得るもの ※年度を跨がない限り、最大 6 か月分まで申請可	1 か月	年齢制限なし
区分	種目	価格(税込)	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
情報・意思疎通支援用具	◆点字図書	既存の墨字図書との差額	主に情報の入手を点字によっている視覚障害児・者	点字により作成された図書 ※同一年度に 6 タイトルまたは 24 巻まで申請可	－	年齢制限なし
	福祉電話(貸与)	－	聴覚障害者または外出困難な身体障害者(2 級以上)で、必要があると認められる障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯	障害者が容易に使用し得るもの	－	－

排泄管理支援用具	◆ストーマ装具(消化器系)	8,858 円 (1 か所あたり)	直腸機能障害児・者で、ストーマ造設者	皮膚保護剤および袋を身体に密着させるものであり、品目については、 【備考】を参照 ※年度を跨がない限り、最大 6 か月分まで申請可	1 か月	年齢制限なし
	◆ストーマ装具(尿路系)	11,639 円 (1 か所あたり)	ぼうこう機能障害児・者で、ストーマ造設者	皮膚保護剤および袋を身体に密着させるものであり、品目については、 【備考】を参照 ※年度を跨がない限り、最大 6 か月分まで申請可	1 か月	年齢制限なし
	◆紙おむつ	12,000 円	ぼうこう機能障害児・者 直腸機能障害児・者 下肢または体幹機能障害かつ重度または最重度の知的障害であって、脳性麻痺等脳原性運動機能障害(3 歳未満に発現した非進行性脳病変によるもの。ただし、乳幼児期以後に発生した疾病等に起因する頭部外傷、脳血管障害者は給付対象外)であることを医師の意見書により確認できる者	品目については、【備考】を参照 ※ストーマ装具(消化器系)、ストーマ装具(尿路系)との併給は不可	1 か月	3 歳以上
	◆収尿器	8,500 円	高度の排尿機能障害児・者	採尿器とストーマ装具(尿路系)で構成し、逆流防止装置をつけ、尿を溜めておくもの	1 年	年齢制限なし

住宅改修費	●居宅生活動作補助用具	200,000 円	下肢・体幹機能障害 3 級以上の者、もしくは脳原性運動機能障害 3 級以上の者(移動機能障害に限る)	以下に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費および改修工事費 (1) 手すりの取付け (2) 床段差の解消 (3) 滑り防止および移動の円滑化等のための床材の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 ※宇治市に所在する住宅に限る	1 回限り (新築不可)	学齢児以上
-------	-------------	-----------	--	---	-----------------	-------

【 備 考 】

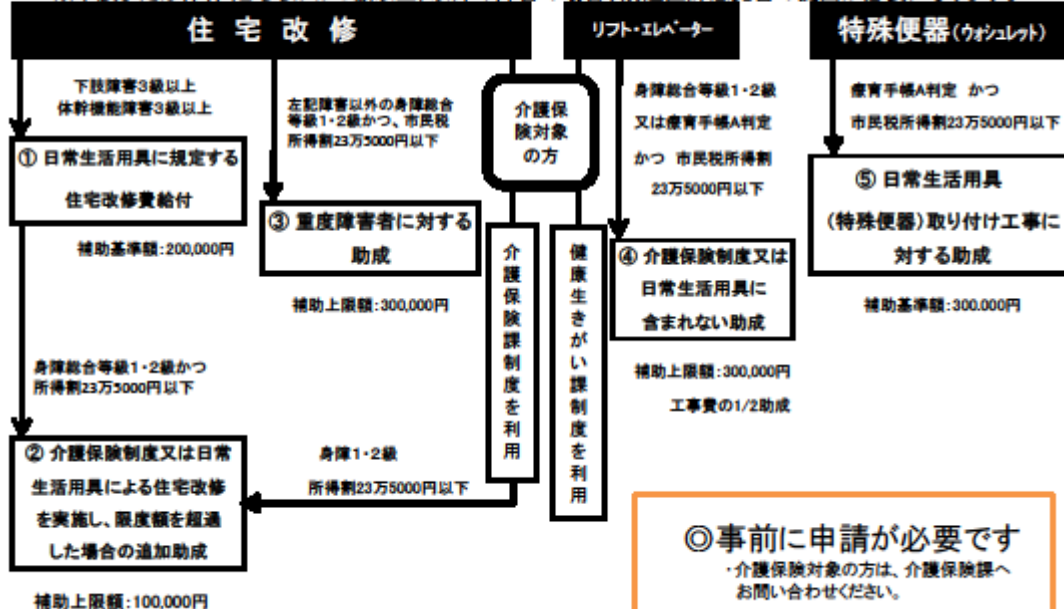
- 別表中、対象者欄において、障害児は 18 歳未満であること、障害者は 18 歳以上であることとする。
- 印の用具は、介護保険対象品目。介護保険優先利用のため、対象者は介護保険制度を利用するものとする。ただし、介護保険第 2 号被保険者で生活保護受給者の場合は、日常生活用具の給付対象となる。
- ◆印の用具は、施設利用者にも給付可能とする。
- 日常生活用具(点字図書を除く)の給付を受ける者が負担する金額は、当該用具の基準額を上限とする当該用具購入の費用に 100 分の 5 を乗じた金額(円未満については切り捨て)とする。
- 次に該当する者は、前号に掲げる負担額を免除することができる。
 - 生活保護受給世帯。
 - 障害者およびその配偶者(障害児の場合はその保護者)が、申請月に属する年度(申請月が 4 月から 6 月までの場合は、申請月の前年度)分の市町村民税を課されない世帯。
- 日常生活用具(点字図書)の給付を受ける者が負担する金額は、既存の墨字図書の価格とする。
- ストーマ装具(消化器系・尿路系)の給付を受ける者は、基準額の範囲内で、下記の品目の給付も受けることができる。
 - 皮膚保護ペースト／皮膚保護パテ
 - 皮膚保護パウダー
 - 皮膚保護ウエハー
 - コンベックス・インサート
 - フィルムドレッシング材・テープ材
 - 皮膚被膜剤(スキンバリア)
 - 粘着剥離剤(リムーバー)
 - 皮膚清浄剤
 - ガーゼ、脱脂綿
 - 消臭剤(粉末、錠剤、液体、シート等)
 - 潤滑剤
 - 凝固剤
 - ストーマ用ベルト
 - ストーマレッグバッグ(レッグバッグベルトも含む)
 - ナイト・ドレナージバッグ(夜間用ストーマ装具)
 - ストーマ袋カバー

- チ. ストーマ用ハサミ、フレンジカッター
 - ツ. ストーマ用腹帯、サラシ、オストミーパンツ
 - テ. 入浴補助用具
 - ト. 洗腸用具
8. 紙おむつの給付を受ける者は、基準額の範囲内で、下記の品目の給付も受けることができる。
- ア. ガーゼ
 - イ. サラシ
 - ウ. 脱脂綿
 - エ. 洗腸用具
 - オ. おしりふき(排尿・排使用ウェットシート)
9. 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(上肢機能障害・移動機能障害)の場合は、別表中の上肢・下肢または体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。
10. 難病患者等は、医師の意見書等にて給付の必要性を判断する。



障害者に対する住宅改修制度

※下肢または体幹(どちらかが3級以上)以外の障害の場合、別途医師意見書の提出が必要になります。



所得割

住民票上の世帯全員の市民税課税額のうち、所得割の額が23万5000円以下の場合は助成対象となります。

①・②・③の住宅改修適用工事

1. 手すりの取り付け
2. 床段差の解消
3. 滑り防止・移動の円滑化
4. 引き戸などへの扉の取替え
5. 和式便器を洋式便器へ取替え
6. 1～5への付帯工事

自己負担額は …

生活保護・市民税非課税世帯は自己負担なし
市民税課税世帯は5%負担

となります。

お問い合わせ…

宇治市役所 障害福祉課

〒611-8501

宇治市宇治琵琶33番地

1

住宅改修（日常生活用具に規定する住宅改修費給付）

補助金額

上限金額: 200,000円

自己負担額は…生活保護・市民税非課税世帯は自己負担なし
市民税課税世帯は5%負担

補助対象工事

① 手すりの取り付け

⇒廊下、便所、浴室、玄関等に転倒予防もしくは移動または移乗動作に資することを目的に固定して設置する工事で、取り付けのための下地補強も含まれる
(屋外の工事も含まれる)

② 床段差の解消

⇒敷居を低くする工事、スロープを設置する工事(屋外の工事も含まれる)
浴室の床のかさ上げ等の工事(浴室の床かさ上げに伴う給排水工事も含まれる)

③ 滑り防止、移動の円滑化等のための床材の変更

⇒車椅子利用のための畳敷きから板材等への変更、浴室の床材を滑りにくいものへ変更等
(床材の変更に伴う下地の補強も含まれる。)

④ 引き戸等、扉の取り替え

⇒開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替え、ドアノブの変更、戸車の設置等
扉の取り替えに伴う壁、柱の改修も含まれる
(自動ドアの場合、動力部分は対象外)

⑤ 洋式便器等への取り替え

⇒和式便器から洋式便器への取り替え工事、便器の取り替えに伴う給排水工事、床材の変更等も
含まれる(洋式から洋式への工事は対象外、水洗化に伴うことと簡易水洗化に伴うことは対象外)

補助となる対象者

身体障害者手帳所持者のうち、下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の脳原性による
移動機能障害のいずれかの障害であって3級以上の方

必要な書類

障害者住宅改修費給付申請書 ・ 改修工事図面 ・ 改修工事見積書(工事内容がわかる詳細なもの)
改修前の状況が確認できる写真 ・ 借家の場合は所有者の承諾書

申請～工事の流れ

各種書類を添付の上、障害福祉課へご提出下さい。助成の適否を審査の上助成が決定しましたら、
決定通知書・給付券を送付させていただきます。
工事が完了しましたら、業者へ自己負担分をお支払いください。
なお助成金は業者の口座へ振り込みとなります。

2 住宅改修

(介護保険・日常生活用具による給付を実施し限度額を超過した場合の追加助成)

補助金額

上限金額:100,000円

自己負担額は…生活保護・市民税非課税世帯は自己負担なし
市民税課税世帯は5%負担

補助対象工事

① 手すりの取り付け

⇒廊下、便所、浴室、玄関等に転倒予防もしくは移動または移乗動作に資することを目的に固定して設置する工事で、取り付けのための下地補強も含まれる
(屋外の工事も含まれる)

② 床段差の解消

⇒敷居を低くする工事、スロープを設置する工事(屋外の工事も含まれる)
浴室の床のかさ上げ等の工事(浴室の床かさ上げに伴う給排水工事も含まれる)

③ 滑り防止、移動の円滑化等のための床材の変更

⇒車椅子利用のための畳敷きから板材等への変更、浴室の床材を滑りにくいものへ変更等
(床材の変更に伴う下地の補強も含まれる。)

④ 引き戸等、扉の取り替え

⇒開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替え、ドアノブの変更、戸車の設置等
扉の取り替えに伴う壁、柱の改修も含まれる
(自動ドアの場合、動力部分は対象外)

⑤ 洋式便器等への取り替え

⇒和式便器から洋式便器への取り替え工事、便器の取り替えに伴う給排水工事、床材の変更等も
含まれる(洋式から洋式への工事は対象外、水洗化に伴うことと簡易水洗化に伴うことは対象外)

補助となる対象者

身体障害者手帳の総合等級が1・2級 かつ 市民税所得割が23万5000円以下の世帯

介護保険・日常生活用具による住宅改修給付を受けた者

上記のいずれもが該当した場合、追加助成制度が利用できます。

申請に必要な書類 ※下肢または体幹(どちらかが3級以上)以外の障害の場合、別途医師意見書の提出が必要になります。

→ 介護保険で給付された場合

障害者住宅改修助成承認申請書・障害者住宅改修助成金交付申請書

介護保険居宅介護住宅改修費支給申請書(写し)・住宅改修に係る請求書(写し)

改修前、改修後の状況がわかる写真(日付入り)・改修工事図面(写し)・改修工事が必要な理由書(写し)

住宅改修費支給決定通知(介護保険課で決定されたものの写し)

※下肢または体幹(どちらかが3級以上)以外の障害の場合、別途医師意見書の提出が必要になります。

→ 日常生活用具で給付された場合

☆申請時 … 障害者住宅改修助成承認申請書

☆工事完了後 … 障害者住宅改修助成金交付申請書・住宅改修に係る請求書

改修後の状況がわかる写真(日付入り)

※下肢または体幹(どちらかが3級以上)以外の障害の場合、別途医師意見書の提出が必要になります。

申請～工事の流れ

各種書類を添付の上、障害福祉課へご提出下さい。助成の適否を審査の上助成が決定しましたら、

決定通知書・障害者住宅助成金交付申請書(介護保険利用の場合は除く)を送付させていただきます。

なお助成金は申請者の口座へ振り込みとなります。

3 住宅改修（重度障害者に対する助成）

補助金額

上限金額：300,000円

自己負担額は…生活保護・市民税非課税世帯は自己負担なし
市民税課税世帯は5%負担

補助対象工事

- ① 手すりの取り付け
⇒廊下、便所、浴室、玄関等に転倒予防もしくは移動または移乗動作に資することを目的に固定して設置する工事で、取り付けのための下地補強も含まれる
(屋外の工事も含まれる)
- ② 床段差の解消
⇒敷居を低くする工事、スロープを設置する工事(屋外の工事も含まれる)
浴室の床のかさ上げ等の工事(浴室の床かさ上げに伴う給排水工事も含まれる)
- ③ 滑り防止、移動の円滑化等のための床材の変更
⇒車椅子利用のための畳敷きから板材等への変更、浴室の床材を滑りにくいものへ変更等
(床材の変更に伴う下地の補強も含まれる。)
- ④ 引き戸等、扉の取り替え
⇒開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替え、ドアノブの変更、戸車の設置等
扉の取り替えに伴う壁、柱の改修も含まれる
(自動ドアの場合、動力部分は対象外)
- ⑤ 洋式便器等への取り替え
⇒和式便器から洋式便器への取り替え工事、便器の取り替えに伴う給排水工事、床材の変更等も
含まれる(洋式から洋式への工事は対象外、水洗化に伴うことと簡易水洗化に伴うことは対象外)

補助となる対象者

下肢・体幹・脳原性移動機能障害以外の身体障害者手帳の総合等級1・2級で住宅改修が必要な
下肢または体幹(どちらかが3級以上)以外の障害の場合、別途医師意見書の提出が必要になり
上記であって世帯の市民税所得割が23万5000円以下の方

申請に必要な書類

★申請時

障害者住宅改修助成承認申請書・改修前の状況がわかる写真(日付入り)

改修工事図面・改修工事に係る見積書

※下肢または体幹(どちらかが3級以上)以外の障害の場合、別途医師意見書の提出が必要になります。

★工事完了後

障害者住宅改修助成金交付申請書・改修後の状況がわかる写真(日付入り)・住宅改修に係る請求書

申請～工事の流れ

各種書類を添付の上、障害福祉課へご提出下さい。助成の適否を審査の上助成が決定しましたら、
決定通知書・障害者住宅助成金交付申請書を送付させていただきます。

工事完了後に障害者住宅助成金交付申請書・改修後の状況がわかる写真・住宅改修に係る請求
書を障害福祉課へご提出下さい。

助成金を助成金交付申請書記載の本人口座へ入金します。

4 住宅改修 (リフト・EV・階段昇降機)

補助金額

助成上限額: 300,000円
自己負担額は …生活保護・市民税非課税世帯は自己負担なし
市民税課税世帯は5%負担
工事費の1/2以内で上記の上限額以内を支給

補助対象工事

- 1、リフト・階段昇降機設置工事
- 2、エレベーター設置工事
- 3、上記に準じる工事で市長が適当と認めた工事

補助となる対象者

- ・ 65歳未満(介護保険16疾病原因の場合は40歳未満)で身体障害者手帳の総合等級1・2級所持者
※下肢または体幹(どちらかが3級以上)以外の障害の場合、別途医師意見書の提出が必要になります。
- ・ 療育手帳A判定所持者
上記いずれかであって、世帯全員の市民税所得割が23万5000円以下の方

申請に必要な書類

☆申請時

障害者住宅改修助成承認申請書・改修前の状況がわかる写真(日付入り)

改修工事図面・改修工事に係る見積書

※下肢または体幹(どちらかが3級以上)以外の障害の場合、別途医師意見書の提出が必要になります。

☆工事完了後

障害者住宅改修助成金交付申請書・改修後の状況がわかる写真(日付入り)・住宅改修に係る請求書

申請～工事の流れ

各種書類を添付の上、障害福祉課へご提出下さい。助成の適否を審査の上助成が決定しましたら、決定通知書・障害者住宅助成金交付申請書を送付させていただきます。

工事完了後に障害者住宅助成金交付申請書・改修後の状況がわかる写真・住宅改修に係る請求書を障害福祉課へご提出下さい。

助成金を助成金交付申請書記載の本人口座へ入金します。

5 住宅改修 (特殊便器)

補助金額

上限金額: 300,000円

自己負担額は …生活保護・市民税非課税世帯は自己負担なし
市民税課税世帯は5%負担

補助対象工事

特殊便器の設置と付帯工事

補助となる対象者

・宇治市日常生活用具給付事業で特殊便器の給付を受け、
世帯全員の市民税所得割が23万5000円以下の方

申請に必要な書類

☆申請時

障害者住宅改修助成承認申請書・改修前の状況がわかる写真(日付入り)

改修工事図面・改修工事に係る見積書

☆工事完了後

障害者住宅改修助成金交付申請書・改修後の状況がわかる写真(日付入り)・住宅改修に係る請求書

申請～工事の流れ

各種書類を添付の上、障害福祉課へご提出下さい。助成の適否を審査の上助成が決定しましたら、決定通知書・障害者住宅助成金交付申請書を送付させていただきます。

工事完了後に障害者住宅助成金交付申請書・改修後の状況がわかる写真・住宅改修に係る請求書を障害福祉課へご提出下さい。

助成金を助成金交付申請書記載の本人口座へ入金します。

○補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準

平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 528 号

第 16 次改正 令和 7 年 3 月 31 日こども家庭庁・厚生労働省告示第 5 号

<https://www.mhlw.go.jp/content/001469761.pdf>